

日本電信電話株式会社 御中

2021年6月7日

調査報告書

特別調査委員会

委員長 榑原 定 征

委員 飯 田 隆

委員 伊 藤 鉄 男

委員 井 上 宏

目次

第1章	調査の概要	1
第1	本件調査に至った経緯及び体制	1
第2	本件調査の範囲	1
第3	本件調査の方法	2
1	関係資料の精査	2
2	ヒアリングの実施	2
第4	本件調査の基準日	2
第2章	本件調査の結果判明した事実等	3
第1	NTTグループにおける会食に関する決裁手続等	3
第2	会食に関する事実関係等	3
1	国家公務員等との会食における法令等の定め	3
2	会食実施状況の調査	7
3	NTTグループ経営陣の利害関係者の該当性	9
4	本件会食における不正の有無	10
5	NTTグループにおけるその他の会食状況等	30
6	小括	31
第3	NTTグループにおける会食に関する社内規程等	32
1	NTT持株の社内規程等	32
2	NTT持株以外のNTTグループ各社の社内規程等	32
第4	原因・背景の分析	35
1	NTT持株に関する原因・背景	35
2	NTTドコモに関する原因・背景	37
3	NTT東日本、NTT西日本及びNTTコミュニケーションズに関する原因・背景等	38
第5	再発防止策の提言	38
1	NTTグループにおける再発防止策の検討状況	38
2	当委員会による再発防止策の提言	40
第6	処分について	43

第1章 調査の概要

第1 本件調査に至った経緯及び体制

2021年3月4日、総合週刊誌「週刊文春」において、日本電信電話株式会社(以下「NTT 持株」という。)をはじめとする NTT グループ経営陣と総務省の職員による会食をめぐる問題が報じられた。

2021年3月9日、NTT 持株は、会食に関連する事実関係の解明と原因究明等を目的として、以下の4名を委員とする特別調査委員会(以下「**当委員会**」という。)を設置した。

委員長	榑原定征	NTT持株	独立社外取締役
委員	飯田隆	NTT持株	独立社外監査役
委員	伊藤鉄男	西村あさひ法律事務所	オブカウンセル
委員	井上宏	桃尾・松尾・難波法律事務所	オブカウンセル

当委員会の調査(以下「**本件調査**」という。)の目的及び調査事項は以下のとおりである。

- ① NTT グループに対する許認可や重要な政策決定を行う監督官庁である総務省幹部等と NTT グループ経営陣との間における、会食に関連する事案の有無の調査
- ② 上記①で判明した事案に関する事実関係の解明
- ③ 対応策の提言、その他関連する事項

当委員会は、本件調査を実施するに当たり、西村あさひ法律事務所から木目田裕弁護士他9名を、補助調査員として任命した。

また、当委員会は、本件調査の事務局について、事務局長及び事務局長が指定した者で構成することとし、以下の者を事務局長に任命した。

尾崎英明 NTT持株 執行役員グローバルビジネス推進室長

そして、事務局長である尾崎英明氏は、事務局員として、以下の者を指定した。

NTT 持株総務部門担当部長 6名

西村あさひ法律事務所の弁護士 10名(補助調査員と兼務)及び事務員 14名

第2 本件調査の範囲

当委員会は、関連資料・データの保存期間等を踏まえ、2016年4月1日から2021年3月16日(第1回の当委員会の開催日)までに実施された、NTT グループ経営陣と、総務省幹部等との間の会食を本件調査の対象とした。

本件調査の対象とする「NTT グループ」の範囲は、NTT 持株に加え、NTT グループの売上高の約9割を占める主要な各セグメントの中核企業であり、かつ、総務省を監督官庁とし、重要な経営判断を行っている主要5社(東日本電信電話株式会社(以下「**NTT 東日本**」とい

う。)、西日本電信電話株式会社(以下「**NTT 西日本**」という。)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「**NTT コミュニケーションズ**」という。)、株式会社 NTT ドコモ(以下「**NTT ドコモ**」という。)、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「**NTT データ**」という。))とする。ただし、上場子会社である NTT データは、独自の特別調査委員会を設置して調査を行っていることから、当委員会としては、NTT データの経営陣が行った会食に関しては、NTT データの調査方法を検証することによりその適切性等を確認し、詳細については NTT データ特別調査委員会の報告書に依拠している。

本件調査の対象とする「NTT グループ経営陣」は、会食当時、通信行政に係る重要な意思決定を行う各社の取締役、執行役員以上の役職者とする。また、本件調査の対象とする「総務省幹部等」は、会食当時、通信行政に大きな影響力を有すると考えられる総務省の課長級以上の職員及び総務省の政務三役とした。

なお、本報告書において、総務省の課長級以上の職員を「総務省幹部」と称し、総務省幹部及び総務省の政務三役を総称して「総務省幹部等」と称している。

当委員会は、上記調査範囲に含まれない会食であっても、報道等において、具体的な事実関係が摘示された会食については、必要に応じて、個別に調査範囲に含めた。

第 3 本件調査の方法

1 関係資料の精査

当委員会は、本件調査に必要な範囲で、会食に関する社内決裁資料、スケジュール資料、社内規程、研修資料などの関係資料を収集し、その内容を精査した。

2 ヒアリングの実施

当委員会は、本件の事実関係、原因・背景事情等を明らかにするため、本件調査の対象となる会食に参加していた NTT グループ経営陣のうち、本件調査の時点で NTT グループに所属している経営陣に対して、ヒアリングを実施した。また、当委員会は、本件調査の対象となる各会食に NTT グループ経営陣と共に同席していた役職員のうち、少なくとも 1 名に対して、ヒアリングを実施した。ヒアリング対象となった人数は 27 名であり、一部のヒアリング対象者については、複数回ヒアリングを実施した。

第 4 本件調査の基準日

当委員会は、2021 年 3 月 9 日に設置された。本件調査の報告のための基準日(以下「**基準日**」という。)は、2021 年 6 月 4 日であり、基準日までに 6 回の委員会を開催した。下記第 2 章は、基準日までに判明した事実関係等をまとめたものである。

第2章 本件調査の結果判明した事実等

第1 NTTグループにおける会食に関する決裁手続等

ここでは NTT 持株を例として記載しているが、他の NTT グループの会社においても、概ね同様の内容となっている。

NTT 持株では、会食を実施する際は、会議費等支出事務処理という社内規程に基づき、決裁処理を行っている。具体的な決裁手続は、以下のとおりである。

会食実施前に、実施日時、実施場所、実施目的、出席者、出席人数、支出予定額等について、判明している限りの情報を決裁資料に記載し、各部門長等の組織の長や秘書室長の決裁を受ける。組織の長が会食を実施する場合には、自ら決裁を行うこととされている。なお、代表取締役社長や取締役会長が会食を実施する場合には、秘書室長が決裁を行っている。

会食を実施した後は、組織の長が自ら、実施結果の確認を行うこととされている。具体的には、実施日時、実施場所、出席者、支出額等が、事前決裁の内容の範囲内で実施されたかを確認する。もっとも、組織の長が会食に出席していない場合には、会食に出席した課長等が上記のような実施結果の確認を行い、組織の長の承認を得ることとしている。ただし、事前に決裁を受けた内容から、出席者、人数、実施時期及び実施場所に変更、中止が生じた場合、又は実際の支出額が事前に決裁を受けた支出予定額を上回った場合については、改めて組織の長の承認を受けることとしている。

第2 会食に関する事実関係等

1 国家公務員等との会食における法令等の定め

(1) 国家公務員倫理法・倫理規程

国家公務員倫理法は、国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とするものである(同法第1条)。

同法第5条第1項に基づき定められた現行の国家公務員倫理規程は、国家公務員¹が、多数の者が出席する立食パーティー等の場合を除き、利害関係者から供応接待²を受けることを禁じている(同規程第3条第1項第6号)。

ここで、利害関係者とは、国家公務員倫理規程第2条第1項各号に定める者をいい、例えば、国家公務員が職務として携わる許認可等をする事務について、当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等³や当該許認可等の申請をしている事業者等が、これに当たる。そのほか、国家公務員が職務として携わる補助金等を交付する事務について、当該補助金等の交付を受けている事業者等やその交付申請をしている事業者等、不利益処分をする事務について、当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等、行政指導をする事務について、当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等も利害関係者に当たる。もっとも、同規程は、国家公務員が利害関係者と共に飲食すること自体を禁じてはおらず、「自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらない場合」には、利害関係者と飲食を共にすることを許容している⁴(同規程第8条本文)。ここでいう「自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらない場合」とは、自己の飲食に要する費用を国家公務員が自ら負担し又は利害関係者以外の第三者が負担する場合のほか、自己の飲食に要した費用が不明な場合に、当該飲食全体でかかった費用の総額を参加

¹ 国家公務員法第2条第2項に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しないもの(同法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。))を除く。)をいう(国家公務員倫理規程第1条柱書、国家公務員倫理法第2条第1項)。

² 供応接待とは、供応(酒食を提供してもてなすこと)と接待(客をもてなすこと)の両者を包括するもので、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般(温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待)がこれに該当する(国家公務員倫理審査会のホームページに掲載されている国家公務員倫理規程解説[PDF]11頁。以下、同解説を「**国家公務員倫理規程解説**」という。)

³ 「事業者等」とは、「法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)」(国家公務員倫理法第2条第5項)及び「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」(同条第6項)をいう(国家公務員倫理規程第2条第1項第1号)。

⁴ ただし、「自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合」であっても、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、「多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき」などの例外を除き、事前に倫理監督官に対する届出が必要となる(国家公務員倫理規程第8条)。

なお、国家公務員倫理法第6条第1項は、本省課長補佐級以上の職員に対しては、利害関係の有無を問わず、事業者等から1件5000円以上の供応接待等を受けた場合には、事後に各省各庁の長又は行政執行法人の長に対し、贈与等報告書を提出することを義務付けている。

者にて等分負担⁵(完全な割り勘)とすることが含まれると解される⁶。

この点、2005年4月改正以前の国家公務員倫理規程においては、利害関係者との飲食は、原則禁止とされ、国家公務員が自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合であっても、夜間に行われる飲食については⁷、会議その他の打合せの際の簡素な飲食を除き、倫理監督官の許可を得ないと行えないものとされていた。これに対しては、「公務員が職務を的確に遂行するために必要な民間等との間における情報収集や意見交換等を行うことをためらわせる要因の一つになっている」などと、これを問題視する指摘があった(国家公務員倫理規程解説22頁)。こうした指摘等を踏まえ、「職員が萎縮することなく、民間等との間において職務遂行のために必要な情報収集や意見交換等を行いやすくする」必要があるとして、2005年4月に、国家公務員倫理規程が改正された。具体的には、改正により、「自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合…には、利害関係者と共に飲食することをできるようにした上で、1万円を超える飲食については、その形態によっては、接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、原則として⁸事前に届出をさせる」こととされた(国家公務員倫理規程解説22頁)。

国家公務員倫理規程の適用対象となるのは国家公務員であり、その違反は国家公務員法上の懲戒処分の対象となるが、一方で、NTTグループの役職員が国家公務員倫理規程の適用を受けるものではなく、その違反の主体とされるものでもない。しかし、国家公務員倫理規程に違反する会食が国家公務員とNTTグループの役職員との間でなされた場合、当該NTTグループの役職員も、かかる国家公務員の法令違反を誘発・助長した点で、非難を免れることはできない。

⁵ 「等分負担した」とは、費用を参加者にて完全に割り勘にしたという意味であり、国家公務員が会食費用を参加者の人数で割った金額と完全に同額を支払ったことをいう。

⁶ 例えば、国家公務員倫理審査会のホームページに掲載されている「倫理法・倫理規程セルフチェックシート(課長補佐級以上職員用② 解答・解説)」は「利害関係者と割り勘で飲食を行った際、利害関係者の方が年上だということで1万円を支払い、年下である自分は8千円を請求された。自己の飲食に係る費用として請求された額である8千円を利害関係者に支払えば、倫理規程上問題はない。」との設問への回答として、「自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由にできますが、きちんと割り勘になっていなかった場合など、自己費用負担額が不十分だった場合には、実際の金額との差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当することとなります。」と述べており、厳密に自己が飲食したものの費用を支払うのではなく、国家公務員が会食費用を参加者の人数で割った金額を支払う形であれば、割り勘も許容されることを前提としているものと考えられる。

⁷ なお、朝又は昼に行う飲食については、自己の飲食に要する費用を自ら負担する限りは、自由に行えるものとされていた。

⁸ 「多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき」などには、例外的に届出が不要とされている(国家公務員倫理規程第8条各号)。

(2) 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(以下「**大臣規範**」という。)は、政治家であつて国務大臣等の公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保するとともに、国家公務員の政治的中立性を確保すること等を目的して定められた規範である(同規範前文)。同規範 1(6)①は、倫理の保持に万全を期するため、「関係業者との接触到当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈物や便宜供与を受けること等であつて国民の疑惑を招くような行為をしてはならない。」と定めており、文言上、国家公務員倫理規程とは異なり、関係業者との会食において会食費用を等分負担としなくとも直ちに規範に違反することにはならず、「国民の疑惑を招くような行為」に該当する場合に違反することとされている。

同規範には、違反した場合の罰則等は定められておらず、これに違反した政務三役は政治的責任を問われるにとどまる。また、NTT グループの役職員は同規範の適用を受けるものではなく、その違反の主体とされるものでもない。しかし、同規範に違反する会食が政務三役と NTT グループの役職員との間でなされた場合、当該 NTT グループの役職員も、同規範違反を誘発・助長した点で、非難を免れることはできない。

(3) 贈収賄罪(刑法第 197 条以下)

収賄罪の基本的な規定である刑法第 197 条第 1 項は、収賄罪について「公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7 年以下の懲役に処する。」と規定する。また、刑法第 198 条は、贈賄罪について、「第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。」と規定する。

かかる贈収賄罪の保護法益は、公務員の職務の公正とこれに対する社会一般の信頼であり⁹、「賄賂」とは、公務員の職務行為の対価として授受等される不正な利益をいい、接待供応も含むとされている。また、賄賂と対価関係に立つべき公務員の職務行為とは、公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき一切の執務をいうと解されている¹⁰。公務員の職務行為の対価として不正な利益の授受等があった場合に、刑法第 197 条の「職務に関し」、賄賂の収受等があったとされる。典型的には、公務員が私人に職務上の便宜を図ったことの見返り・謝礼として、当該私人が当該公務員に利益を供与した場合や、私人が公務員に職務上の便宜を図ることを依頼し、その見返り・謝礼として当該私人が当該公務員に利益を供与した場合に、「職務に関し」の要件を満たし、当該私人が贈賄罪に、当該公務

⁹ 最大判平成 7 年 2 月 22 日刑集 49 卷 2 号 1 頁。

¹⁰ 最判昭和 28 年 10 月 27 日刑集 7 卷 10 号 1971 頁。

員が収賄罪に該当する。

公務員が供応接待を受けることは利益であり、かかる供応接待と当該公務員の職務行為との対価性が認められる場合には賄賂となり得るが、かかる対価性の有無は、供応接待の金額、頻度・回数、趣旨・経緯、及び参加者の地位等の諸般の事情を考慮し、具体的な事案における客観的諸状況から総合的に判断される¹¹。供応接待であっても、社交的な儀礼の範囲内にとどまり、公務員の職務行為との対価性を欠く場合には、「職務に関し」の要件を欠き、賄賂に当たらないと解されている(以上につき、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第10巻〔第193条～第208条の2〕』70頁-79頁(青林書院、第3版、2021年))¹²。

供応接待をする者が、公務員の職務行為について手心を加えてもらうなど、何らかの見返りを求める場合には、公務員の歓心を買おうと、より多くの金額を費やす傾向にあり、供応接待される者も、かかる供応接待の趣旨を認識しやすくなる。そのため、供応接待の金額が大きくなるほど、賄賂であるとの認定がなされやすくなる。

また、供応接待の頻度・回数についても、供応接待をする者が、公務員に対して、何らかの見返りを求める場合には、公務員の歓心を買おうと、便宜供与を期待する時期に向けて頻繁に供応接待を繰り返す傾向にあり、特定の時期における頻度・回数が増すほど、供応接待される者も、かかる供応接待の趣旨を認識しやすくなる。そのため、供応接待が、特定の時期に頻繁に行われるほど、賄賂であるとの認定がなされやすくなる。

供応接待の趣旨・目的に関し、人事異動の際の送別会や海外出張の際の饞別など、職務上の便宜の供与等と関わりがなく、社会的にも通常なされ得るものは、賄賂に該当しないと判断される。

供応接待の参加者の地位については、参加者の地位が上がるほど、会食の単価が高くなることは社会通念上、通常であると考えられるため、金額が高額となっても賄賂との判断が否定される傾向にある。例えば、東京地判昭和33年9月29日一審刑事裁判例集1巻9号1560頁は、国会議員に対し、新築祝儀名下に現金を交付した事案において、「衆議院議員としての地位を十分考慮してもなお」と述べ、収賄したとされる者の地位が高いという事情を踏まえて、社交的な儀礼の範囲内にとどまるかどうか、当該現金が賄賂に該当するかどうかを判断している。

2 会食実施状況の調査

当委員会は、事務局をして、NTTグループ各社における会食の決裁資料から、調査対象

¹¹ 内藤謙「社交儀礼と賄賂の限界」ジュリスト676号17頁、20頁-21頁(1978年)参照。

また、大阪高判昭和26年3月12日高刑判決特報23号48頁、高松高判昭和28年7月10日高刑判決特報36号19頁、福岡高判昭和33年10月10日高刑裁判特報5巻10号431頁、福岡高判昭和41年6月7日下級刑集8巻6号825頁等も参照。

¹² 社交的な儀礼の範囲にとどまるか否かの基準は、社会や時代とともに変遷することに留意が必要である(松宮孝明『刑法各論講義』491頁-492頁(成文堂、第5版、2018年))。

となる会食を抽出させた。

また、当委員会は、決裁資料の確認とは別に、調査対象となる NTT グループ経営陣をして、2016年4月1日から2021年3月16日までの間の会食のうち調査対象となる会食を、各自のイントラネット上のスケジュールや手帳等の予定表等を確認させ、申告させた。さらに、補助調査員においても、NTT グループ経営陣のスケジュールの一部をサンプル抽出して現物確認を行い、また、補助調査員及び事務局においてクラブノックス麻布において保管されていた予約・注文管理に係るデータの現物確認を行い、申告に漏れがないことを確認した。

以上のとおり、当委員会は、会食の決裁資料の確認と NTT グループ経営陣のスケジュール等の確認という二つの方法によって、調査対象となる会食を抽出した。

国家公務員倫理規程においては、総務省幹部が利害関係者と会食を行う場合には、上記1(1)記載のとおり、総務省幹部が自己の飲食に要する費用を自ら負担するか、利害関係者以外の第三者が負担しない限り、会食費用は完全割り勘、つまり等分負担としなければならない(同規程第3条第1項第6号)。本件会食においては、当日の食べ物や飲み物等は、NTT グループ側が一括で注文し、飲食代金もまとめて支払われていたことから、総務省幹部において、自己の飲食に要した費用が必ずしも判明せず、会食費用は等分負担としなければならなかった。また、総務省政務三役との会食については、上記1(2)記載のとおり、会食費用を等分負担していないからといって、直ちに大臣規範に抵触することになるわけではないものの、総務省政務三役は NTT グループ各社に対する許認可等に関する権限を有していること等からすれば、会食費用を等分負担としていない会食については、国民の疑惑を招きかねず、会食に参加した総務省政務三役をして大臣規範に抵触したとの疑いを招かせる可能性がある。そこで、当委員会では、調査対象となる会食のうち、総務省幹部等との間で、費用を等分負担していなかった会食について、会食における不正の有無等を検討することとした。

当委員会において確認した結果、総務省幹部等との間で費用を等分負担していなかった会食(以下「**本件会食**」)ということがある。)は、別紙のとおり合計29件であり、各社ごとの会食の件数は以下のとおりであった¹³。このうち、総務省幹部との本件会食は24件、総務省政務三役との本件会食は5件であった¹⁴。

NTT 持株	15 件	NTT コミュニケーションズ	0 件
NTT 東	1 件	NTT ドコモ	12 件
NTT 西	2 件	NTT データ	2 件

¹³ なお、一つの会食に複数の会社の者が参加していることもあるため、本件会食の合計件数と、各社ごとの会食の件数の合計は一致しない。

¹⁴ 本文記載の会食のほか、これらの総務省政務三役を務めた国会議員について、総務省政務三役ではなかった期間に NTT グループ経営陣との間で行われた会食もあった。

なお、以上のほか、総務省幹部との間で費用を等分負担している会食(1人当たりの負担額は1万円以下)が8件あった。この8件のうち4件は、総務省技術系幹部ら約10名とNTTグループ技術系幹部ら(NTT持株代表取締役副社長等)約10名の合計約20名が参加して、おおよそ1年に1回、将来ネットワーク等に関する意見交換のために、同一の飲食店において定期的実施しているものであり、会費は毎回1人8,000円であった。残り4件は、2016年7月15日に総務省幹部b他2名と矢野信二NTT東日本取締役経営企画部長他3名との間で、総務省側の人事異動に伴って行われたもの(会費は1人5,000円)、2016年8月8日に総務省幹部a他2名と矢野氏他5名との間で、総務省側の人事異動に伴って行われたもの(会費は1人5,000円)、2017年5月9日、総務省幹部aと矢野氏他1名との間で矢野氏の人事異動に伴って行われたもの(会費は1人6,000円)、2020年2月6日、総務省幹部ア他2名と田辺博NTT東日本常務取締役NW事業推進本部長他3名との間で、コンパクトシティ構想についての意見交換のために行われたもの(会費は1人7,000円)であり、いずれも会食に参加した総務省幹部も自己負担分を支払っていた。

3 NTTグループ経営陣の利害関係者の該当性

上記1(1)記載のとおり、国家公務員倫理規程は、国家公務員が、利害関係者から供給接待を受けることを禁じている(同規程第3条第1項第6号)。そこで、本件会食に参加していたNTTグループ経営陣が、本件会食に参加していた総務省幹部にとって利害関係者に該当するかが問題となる。

まず、国家公務員倫理規程が定める利害関係者は、例えば以下のような者である。すなわち、国家公務員が許認可等をする事務に職務として携わっている場合の当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等(国家公務員倫理規程第2条第1項第1号)、国家公務員が行政指導をする事務に職務として携わっている場合の当該行政指導により一定の作為又は不作為を求められている事業者等である(国家公務員倫理規程第2条第1項第5号)。

例えば、NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本は、総務大臣から、毎事業年度の事業計画の認可を受けているが(日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)第12条)、当該認可に関する事務を所管しているのは、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課である。また、NTTドコモは、総務大臣から、電気通信事業の登録(電気通信事業法第9条)、無線局の免許(電波法第4条第1項)を受けているが、前者を所管しているのは総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課であり、後者を所管しているのは総務省総合通信基盤局電波部移動通信課である。

以上からすれば、本件会食に参加していたNTTグループ経営陣は、本件会食に参加して

いた総務省幹部にとって、利害関係者に該当していたと思われる¹⁵。

4 本件会食における不正の有無

(1) 別紙 No. 2 乃至 8、10、12、14、16、17、21 及び 25 の会食について

本件会食のうち、別紙 No. 2 乃至 8、10、12、14、16、17、21 及び 25 の会食(以下一括して「会食類型①」という。)は、1 人当たりの会食費が 1 万円以下にとどまり、総務省側出席者が会費として相当部分を支払っているものである。

ア 会食の実施目的等

会食類型①の実施目的は、NTT グループ経営陣の供述によれば、概ね人事異動の挨拶、業界の動向及び今後の情報通信業界の情勢等についての定期的な意見交換等であって、実際の会食での会話も、両者の自己紹介や過去の経験談、情報通信業界の情勢に関する意見交換等であり、個別具体的な特定の業務案件について意見交換することはなかったとのことである。

上記供述は、これらの会食に関する決裁資料の記載と矛盾するものではなく、客観的にも、これらの会食については、例えば、総務省側、NTT グループ側の人事異動が多い毎年 6 月か 7 月の後などに、年に 1~2 回程度、実施されていたものと認められ、上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

その他、当委員会のヒアリング結果や決裁資料等からも、例えば、総務省幹部から通信行政政策に関する未公表情報を他事業者に先んじて聞き出そうとしたり、自社の競争上の地位を有利なものにしようと画策して総務省幹部に働きかけるといった事実は、いずれの会食においても認められない。

以上のとおり、会食の実施目的等に照らしても、これらの会食に関して、総務省幹部による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

イ 会食費の負担状況

上記 2 記載のとおり、国家公務員倫理規程においては、総務省幹部が利害関係者と会食を行う場合には、会食費用は完全割り勘、つまり等分負担としなければならない。会食類型①については、総務省側出席者も会費として等分負担額の一部(1 人当たり 5,000 円～

¹⁵ 総務省の課長以上であれば、その課等が所掌する事務全般を担当していたと考えられる。なお、本件会食には、課長補佐以下の総務省職員も参加していたが、課長補佐以下の職員にとって、会食に参加していた NTT グループ経営陣が利害関係者に該当するか否かは、各人が担当していた職務との関係で個別に判断する必要があることに留意する必要がある。

7,000円)を支払っているものの、残りの金額(1人当たり約1,000円～約4,000円)はNTTグループが負担している。このように、総務省幹部との間で費用を等分負担していない以上、会食類型①は、総務省幹部において国家公務員倫理規程第3条第1項第6号に違反することになるものであって、総務省幹部とそのような会食を行ったNTTグループ経営陣も、総務省幹部の法令違反を誘発・助長した点で非難を免れることはできない。

会食類型①について費用を等分負担としなかった理由として、NTTグループ経営陣は、総務省幹部が国会対応等の公務のため会食に遅刻してくることが多く、その間NTTグループ側だけで飲食することになるので、その分、総務省幹部の負担額をNTTグループ側より減らしていた(以下「**傾斜配分**」ということがある。)からであると説明している。また、NTTグループ経営陣の中には、全額をNTTグループが負担することは許されないものの、総務省幹部に一部でも支払ってもらえば、国家公務員倫理法・倫理規程上の問題はないだろうと甘く考えていた者もいた。そうした者は、NTTグループ側が会社の経費で会食費を負担するのに対し、総務省幹部側が個人で会食費を負担することから、総務省幹部の負担額を個人でも無理なく支払える金額(例えば、1人5,000円や7,000円など)に傾斜配分して決めていたと説明している。

しかし、国家公務員倫理規程においては、総務省幹部は、利害関係者と会食をする場合には、如何なる場合であれ、自己の飲食に要する費用については、利害関係者の負担としてはならない旨規定している。この点、国家公務員側が遅刻したなどの事情があった際に、各出席者が実際に飲食した金額を個別に算定できるのであれば、算定できる限りにおいて国家公務員側の負担額を減らすことは問題ない。一方で、そのような個別算定ができないのであれば、利害関係者が国家公務員の飲食費用の一部を実質的に負担する事態にならないように、原則どおり等分負担としなければならない。然るに、NTTグループ経営陣による上記説明によれば、各出席者の負担額は、各人個別の飲食費用に関係なく、総務省側出席者が遅刻したことを理由に一律に総務省側出席者が減額されているにすぎなかった。このように、NTTグループ経営陣による傾斜配分の説明は、総務省幹部との会食において費用を等分負担しなかったことを正当化するものではなく、会食類型①において、総務省幹部が国家公務員倫理規程第3条第1項第6号に反することに変わりはない。NTTグループ経営陣も、総務省幹部の法令違反を誘発・助長した点で非難を免れることはできない。

もっとも、会食類型①については、いずれも、総務省側幹部も会費として等分負担額の一部(1人当たり5,000円～7,000円)を支払っており、NTTグループ側が総務省幹部に肩代わりして負担した金額は、1人当たり約1,000円～約4,000円にとどまっている。また、1人当たりの会食費を見ても、約6,600円～約9,700円であって、1万円以下にとどまる。

国家公務員倫理規程第8条本文が、1人当たりの会食費が1万円以下の利害関係者との割り勘の会食について倫理監督官への事前届出までは求めていないように、会食類型①それ自体は、華美とまではいえず、総務省幹部自身が等分負担額の相当部分を支払っていることからすれば、総務省幹部への利益供与やその見返りとしての便宜供与の存在をうかがわ

せるものとは認められない。

ウ 結論

以上のとおり、会食類型①について、NTT グループ経営陣は、総務省幹部の国家公務員倫理規程第 3 条第 1 項第 6 号への違反を誘発・助長した点で、非難を免れることはできないものの¹⁶、総務省幹部による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとまでは認められない。

(2) 別紙 No. 1、9、11、13、15、18 乃至 20、22 乃至 24 及び 26 乃至 29 の会食について

本件会食のうち、会食類型①以外の会食(別紙 No. 1、9、11、13、15、18 乃至 20、22 乃至 24 及び 26 乃至 29 の会食。以下一括して「**会食類型②**」という。)については、会食当時、総務省幹部等が費用を全く負担していないもの、あるいは、総務省幹部等の負担額が 1 人当たり会食費に比して著しく少ない会食である¹⁷。なお、別紙 No. 23 及び No. 27 の会食については、NTT データ特別調査委員会の報告書に依拠している。

ア 別紙 No. 1 の会食について

本会食は、2016 年 7 月 20 日、総務省幹部 a 他 3 名と、NTT ドコモ取締役¹⁸(本会食当時)Z(既に NTT グループを退職)他 3 名との間で行われた会食であって、1 人当たりの会食費は 10,356 円のところ、総務省側の出席者は、会費として 1 人当たり 5,000 円を支払っており、NTT グループが負担した総務省側出席者分の金額は、1 人当たり 5,356 円(合計 21,424 円)である。

本会食は、NTT グループから本会食に出席した者の供述によれば、NTT ドコモ側、総務省側の人事異動に伴って開催されたものであり、その実施目的は、人事異動に伴う挨拶や今後の情報通信業界の情勢等に関する意見交換等であって、実際の会話内容も上記実施目的に沿うものであったとのことである。

上記供述は、本会食に関する決裁資料の記載と矛盾するものではなく、総務省幹部 a の総務省内での人事異動があった時期及び Z 氏が当時の役職に就任した時期はいずれも 2016

¹⁶ なお、会食類型①については、総務省幹部において国家公務員倫理規程に違反することになるものではあったが、1 人当たりの会食費は 1 万円以下であって、国家公務員倫理規程第 8 条において事前届出が義務付けられる金額を下回るものであった。また、NTT グループ側が総務省幹部に肩代わりして負担した金額はいずれも 5,000 円以下であって、国家公務員の贈与等報告(国家公務員倫理法第 6 条第 1 項)において報告が義務付けられる金額を下回るものであった。

¹⁷ なお、別紙 No. 9、11、24、28 及び 29 の会食については、2021 年 3 月 1 日以降、総務省幹部等から、総務省幹部等の負担額の支払を受けている。

¹⁸ 以下、役職名の記載については、いずれも、会食が行われた当時の役職を指す。

年6月であり、本会食はその翌月に実施されており、客観的事実にも反しない。

また、本会食と同じ出席者による会食は、本会食のほか、2017年1月17日にも実施されているが(別紙 No. 5)、これは新年会を兼ねて定期的な意見交換会として実施したとのことである。別紙 No. 5 の会食は、1人当たりの会食費用が8,735円であり、本会食も、1人当たりの会食費用が、1万円をわずかに上回る(10,356円)のものであり、いずれも、殊更に華美な会食とまではいえない。また、いずれの会食においても、総務省側出席者は、会費として1人当たり5,000円を負担しており、等分負担ではないものの、相応の負担をしている。以上のことからすれば、本会食や別紙 No. 5 の会食が、人事異動の挨拶とそれに伴う定期的な意見交換として実施されたという出席者の供述の信用性について、特に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

なお、総務省と NTT グループにおいては、両者の人事異動等に伴い、顔合わせを兼ねて意見交換会を実施することも少なくなく、その場合には、総務省側出席者が負担する会費を傾斜配分にするということも多かった。傾斜配分で問題ないと考えていた点につき、国家公務員倫理法・倫理規程に関する認識が甘く、等分負担としないことを正当化するものではないことは上記(1)イ記載のとおりであるが、本会食は、1人当たりの負担額が1万円をわずかに超えるにとどまり、人事異動に伴い顔合わせを兼ねた意見交換会として実施した他の会食(主に上記(1)記載の会食)と比較しても、会食場所やその態様等において特段便宜供与等をうかがわせる事情も見当たらない。

以上からすれば、本会食に関して、総務省幹部による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

イ 別紙 No. 9 の会食について

本会食は、2018年3月29日、政務三役 D と、村尾和俊 NTT 西日本代表取締役社長他1名との間で行われた会食であって、1人当たりの会食費は26,150円のところ、NTT グループが負担した政務三役 D 分の金額は、1人当たり26,150円であり、このほか、政務三役 D に対し、手土産が渡された。

村尾氏の供述によれば、村尾氏は、約20年前、NTT 持株広報部報道部門長や秘書室担当部長等を務めていたことから、国会議員を含む様々な人と接点を持つ機会が多く、その中で政務三役 D とも知り合い、それ以降、政務三役 D との親交を続けていたところ、政務三役 D の出身地の NTT 西日本の支店長に新しい者が着任したので、その顔合わせと情報交換を目的として、本会食を行うことになったとのことであり、本会食は、政務三役 D が総務省政務三役であることが理由になって行われたものでもなく、実際に会食での会話内容も、社会における女性の活躍、世の中の情勢等であったとのことである。

本会食に関する決裁資料等に照らしても、上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

NTT 西日本と総務省との間では、2017年3月以降、「接続料の算定に関する研究会」が開

かれており、本会食当時も継続していた。当該研究会の目的は、IP 網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について、議論、検証を行い、多様なサービスが公正競争環境の中で円滑に提供されるよう接続料の算定方法等について検討を行うことであった。当該研究会の検討事項であった接続料の算定方法等は、主として技術的なものであって、この会食が行われた 2018 年当時、接続料の算定方法等が政策課題として特に懸案とされていたわけでもなかった。

また、政務三役 D が総務省政務三役を務めていた時期に、NTT グループ経営陣が政務三役 D と会食を行ったのは本会食のみであり、NTT グループとの間で癒着関係のようなものは認められなかった。

以上からすれば、本会食に関して、総務省政務三役による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

ウ 別紙 No. 11 の会食について

本会食は、2018 年 6 月 29 日、政務三役 F と、篠原弘道 NTT 持株取締役会長他 1 名との間で行われた会食であって、1 人当たりの会食費は 22,648 円のところ、NTT グループが負担した政務三役 F 分の金額は、1 人当たり 22,648 円であり、このほか、政務三役 F に対し、手土産が渡された。また、政務三役 F にはタクシーチケットも渡された。

篠原氏の供述によれば、本会食は、NTT 持株が、CSR の一環として、学者イによる教育に関する活動を支援していたところ、学者イと同窓の国会議員である政務三役 F を学者イに紹介するために実施したものであり、その実施目的は、教育のあるべき姿や昨今の情報通信技術の情勢に関する意見交換等であって、実際の会話内容も、学者イの著書や技術の動向についてなどであったとのことである。

この点、NTT 持株は、2014 年度から、学者イを中心として発足したプロジェクトに参画しており、同プロジェクトは着実に成果を残していた。このように、NTT 持株が学者イと共同でプロジェクトの研究を推進していたことに加え、本会食に関する決裁資料等に照らしても、上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

以上のほか、政務三役 F が総務省政務三役を務めていた時期に NTT グループ経営陣が政務三役 F と会食を行ったのは本会食のみであったことにも照らせば、本会食に関して、総務省政務三役による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

エ 別紙 No. 13 の会食について

本会食は、2018 年 9 月 4 日、総務省幹部 g と、鶴浦博夫 NTT 持株相談役及び栗山浩樹 NTT 持株取締役新ビジネス推進室長との間で行われた会食であって、1 人当たりの会食費は 60,480 円のところ、NTT グループが負担した総務省幹部 g 分の金額は、1 人当たり 60,480

円である。

鶴浦氏の供述によれば、鶴浦氏は、2000年代前半頃に総務省幹部 g と知り合ってから、接点が多かったが、2008年7月に総務省幹部 g が内閣官房等に異動してからは、接点がほとんどなくなっていたとのことである。そうしたところ、2018年7月、総務省幹部 g が総務省総合通信基盤局に久しぶりに戻ってきたことから、鶴浦氏は、昔からの知り合いが戻ってきたという思いがあって、本会食を行うことを思い立ったとのことである。鶴浦氏は、本会食に先立つ2018年6月に、NTT 持株の代表取締役社長を退任して経営の一線から退いていたところ、総務省内の人事異動によって、10年前後のブランクがあって通信行政に戻ってきた総務省幹部 g に対し、その間の通信業界の動向を教えたり、鶴浦氏が NTT 持株代表取締役社長を務めていた時代の思い出話等を話したりするつもりで、本会食を設定したとのことである。実際の会話内容も、鶴浦氏が NTT 持株代表取締役社長時代に取り組んできた、光や無線のブロードバンド化、グローバル事業展開等であったとのことである。なお、本会食では、総務省幹部 g から支払の申出があったものの、鶴浦氏から声を掛けて実施したものであることから、支払の申出を断り、結果として、総務省幹部 g の負担額は0円となったとのことである。

上記供述については、本会食の同席者も概ね同様のことを述べていることに加え、鶴浦氏の退任時期や総務省幹部 g の就任時期とも合致している。

客観的にも、鶴浦氏は、NTT 持株代表取締役社長を退任した後は、取締役ではない相談役となり、経営の一線からは退いて、NTT グループの業務執行自体には関与していなかった。また、本会食に同席した栗山氏が所属する NTT 持株新ビジネス推進室が担当している業務は総務省の所管業務とは無関係であり、栗山氏が同席したのは、鶴浦氏が NTT 持株代表取締役社長を務めていた2012年から約2年間、栗山氏が社長室長を務めていたためであったと考えられる。これらの点から考えても、本会食は、NTT 持株や NTT グループの業務と直接の関係はなく設定されたものと認められ、鶴浦氏が、本会食において、総務省幹部 g に対し、便宜供与の依頼等をしたとは考えられない。さらに、本件会食のうち、鶴浦氏と総務省幹部 g との間の会食は本会食のみであり、両者がこの時期に複数回集中して会食を実施していたといった事情もない。なお、総務省幹部 g は、本会食と同じ2018年9月に、澤田純 NTT 持株代表取締役社長とも会食を行っているが、その会食との関係については、下記オ記載のとおりである。

本会食当時、NTT 持株と総務省との間では、許認可等を含め、特段、懸案となる事項もなかった(携帯電話料金値下げ問題との関係等に関しては後述のとおり)。

以上からすれば、本会食に関して、総務省幹部による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

なお、本会食においては、1人当たりの会食費は60,480円と高額になっているが、その約3分の2は、ワイン等の酒代である。この点、本会食はクラブノックス麻布において実施されているところ、鶴浦氏は、クラブノックス麻布における会食の際は、飲み物の選択はソムリエに任せていた。そして、ソムリエは、鶴浦氏が NTT 持株の前代表取締役社長で

あることから、高額なワイン等を提供するようにしていたため、結果として、会食費が高額になっていたと考えられる。また、本会食が行われたクラブノックス麻布は、NTT 持株の連結子会社が運営する店舗であることから、NTT グループ経営陣は、クラブノックス麻布で行う会食における実質的な NTT 側の負担額は原価程度であり、メニュー上の料金ほど高額な飲食費であるとまでは考えていなかった。以上のことからすれば、会食費が高額であるからといって、直ちに NTT グループからの便宜供与の依頼等をうかがわせるものではない。

オ 別紙 No. 15 の会食について

本会食は、2018年9月20日、総務省幹部 g と、澤田純 NTT 持株代表取締役社長及び北村亮太 NTT 持株取締役経営企画部門長との間で行われた会食であって、1人当たりの会食費は17,431円のところ、NTTグループが負担した総務省幹部 g 分の金額は、1人当たり17,431円である。

澤田氏の供述によれば、澤田氏は、2018年6月、NTT 持株代表取締役社長に就任したことから、総務省の関係者等に挨拶回りをしたところ、総務省幹部 g に挨拶を行った際、澤田氏と総務省幹部 g は20年来の知己であったこともあり、将来の情報通信社会等に関する意見交換等をしようとなり、本会食を実施するに至ったものであって、実際の会話内容もこれに沿うものであったとのことである。

澤田氏が NTT 持株代表取締役社長に就任したのは2018年6月であり、その時期に挨拶回りをすることは当然のことである。また、澤田氏は社長就任時の挨拶回りに伴って本会食以外にも総務省幹部 j 及び総務省幹部 k とも会食を行っており(下記に記載の会食)、本会食のみが取り立てて実施されたものでもない。さらに、2016年4月1日以降、総務省幹部 g と澤田氏との間の会食は本会食のみであることから、本会食が澤田氏による NTT 持株代表取締役社長就任の挨拶に伴い実施されたものであることがうかがわれる。加えて、総務省幹部 g は、2018年7月に総務省内の人事異動があり、本会食は、総務省幹部 g の就任の挨拶という趣旨も含まれていたと思われる。以上のほか、上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

本会食当時、NTT 持株と総務省との間では、許認可等を含め、特段、懸案となる事項もなかった(携帯電話料金値下げ問題との関係等については後述のとおり)。

NTT 持株と総務省幹部 g は、上記エ記載の会食及び本会食で、1か月の間に2回会食を実施している。もっとも、NTT 持株においては、特別な事情がなければ、誰が誰と会食を行ったかなどの情報共有は行われておらず、上記エ記載の会食及び本会食においても同様である。まして、上記エ記載の会食に参加した鶴浦氏は、相談役となっており、経営の一線からは退いている以上、NTT 持株の役員らと、自身が実施した会食に関する情報を共有しなくても不自然ではない。さらに、本会食は、上記のとおり、澤田氏が代表取締役社長に就任した挨拶の一環として設定されたものであることからしても、上記エ記載の会食及

び本会食は偶然重なったものと認められる。

以上からすれば、本会食に関して、総務省幹部による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

カ 別紙 No. 18 の会食について

本会食は、2018年11月8日、総務省幹部 j 及び総務省幹部 k と、澤田純 NTT 持株代表取締役社長及び島田明 NTT 持株代表取締役副社長との間で行われた会食であって、1人当たりの会食費は26,487円のところ、NTT グループが負担した総務省側出席者分の金額は、1人当たり26,487円(合計52,974円)である。また、総務省側出席者に、1名分のタクシーチケットが渡された。

澤田氏の供述によれば、本会食は、上記オ記載のような社長就任時の挨拶回りをした際、以前から面識のあった総務省幹部 j に対して、社長就任の挨拶も兼ねて、将来の情報通信社会に関する意見交換等をしようという流れとなり、実施するに至ったものであって、実際の会話内容も、情報通信業界の情勢、産業全般に関する内容から世間話まで幅広いものであったとのことである。

上記オ記載のとおり、澤田氏が NTT 持株代表取締役社長に就任したのは2018年6月であり、その時期に挨拶回りを行うのは不自然なことではない。また、澤田氏は、社長就任の挨拶回りに伴い、本会食以外に総務省幹部 g とも会食を行っており(上記オ記載の会食)、挨拶回りに伴って本会食が実施されたからといって不自然ではない上、他に上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

本件会食のうち、総務省幹部 j 及び総務省幹部 k と、澤田氏との間の会食は本会食のみであり、2016年4月1日以降、NTT グループ経営陣が、総務省幹部 j との間で行った会食も、本会食のみであった。本会食当時、NTT 持株と総務省との間で、許認可等を含め、特段、懸案となる事項がなかったこと等は、前述のとおりである。

なお、本会食の前月に、総務省は、モバイル市場の競争環境に関する研究会を立ち上げ、情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策についての検討を始めた。同研究会には、NTT ドコモも参加しているが、NTT 持株は、携帯電話料金等のモバイル市場に関連する内容に直接関与しておらず、本会食において、同研究会に関連して、総務省幹部に対する便宜供与の依頼等が行われたとは認められない。

キ 別紙 No. 19 の会食について

本会食は、2019年2月21日、総務省幹部 k 及び総務省幹部 h と、島田明 NTT 持株代表取締役副社長及び北村亮太 NTT 持株取締役経営企画部門長との間で行われた会食であって、1

人当たりの会食費は 33,620 円のところ、総務省側の出席者は、会費として 1 人当たり 5,000 円を支払っており、NTT グループが負担した総務省側出席者分の金額は、1 人当たり 28,620 円(合計 57,240 円)である。

島田氏の供述によれば、本会食は、島田氏が、上記カ記載の会食において、総務省幹部 k と面識を持ったことから、北村氏と相談の上、将来の日本社会や情報通信業界の情勢に関する意見交換等を行うべく実施したものであって、実際の会話内容もこれに沿うものであったとのことである。また、北村氏の供述によれば、本会食は、NTT グループ側から実施を提案したものであって、総務省幹部 k 及び総務省幹部 h にあまり高い金額を負担してもらうことが憚られたことから、1 人当たり 5,000 円の会費を支払ってもらうこととし、その旨両名に事前に伝えていたとのことである。しかしながら、本会食の開催場所である飲食店を使用するのが初めてであり、会食費がどの程度になるか事前の予想を立てにくかったこともあり、実際の飲食代金が事前の想定よりも高額となってしまったことから、結果として NTT グループが負担する総務省側出席者分の金額が高くなってしまったとのことである。

2016 年 4 月 1 日以降、NTT グループ経営陣と総務省幹部 k との間で行われた会食は、本会食及び上記カ記載の会食の 2 回のみである。本会食は 2019 年 2 月に、上記カ記載の会食は 2018 年 11 月に実施されており、両会食は時期がやや近接しているが、本会食は島田氏が主催し、上記カ記載の会食は澤田氏が主催しており、両会食に特段の関連性はなく、偶然重なっただけであると認められる。本会食当時、NTT 持株と総務省との間で、特段の懸案となる事項があったわけでもない。そのほか、上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

以上からすれば、本会食に関して、総務省幹部による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

ク 別紙 No. 20 の会食について

本会食は、2019 年 6 月 19 日、総務省幹部 a と、北村亮太 NTT 持株取締役経営企画部門長他 2 名との間で行われた会食であって、1 人当たりの会食費は 14,678 円のところ、総務省幹部 a は、会費として 5,000 円を支払っており、NTT グループが負担した総務省幹部 a 分の金額は、1 人当たり 9,678 円である。

北村氏らの供述によれば、本会食は、NTT グループから参加した北村氏他 2 名の全員が、それぞれ総務省幹部 a と面識があり、昨今の情報通信業界の情勢に関する意見交換等をするべく、実施したものであって、ほとんど時間もなく近況を話した程度であったとのことである。また、総務省側の出席者の会費(1 人当たり 5,000 円)は、総務省側の参加者は遅参することが多いという理由で、当初から安めの金額を設定したものであった。総務省幹部 a は、公務のため会食終了時刻の 30 分前に会食場所となった飲食店に到着し、大幅に遅参したとのことである。

上記供述は、本会食に関する決裁資料の記載と矛盾するものではなく、その他上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。本会食当時、NTT 持株と総務省との間では、許認可等を含め、特段、懸案となる事項がなかったこと、及び総務省幹部 a は、許認可等に関して、直接事業者対応する立場ではなかったこと等にも照らすと、本会食に関し、総務省幹部による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

2016 年 4 月 1 日以降、NTT グループ経営陣と総務省幹部 a との間で行われた会食は、本会食含め合計 9 回ある。これらの総務省幹部 a との会食の回数等から直ちに便宜供与の依頼等がうかがわれるものでないことは、下記(5)記載のとおりである。

ケ 別紙 No. 22 の会食について

本会食は、2019 年 10 月 1 日、総務省幹部 1、総務省幹部 m 及び総務省幹部 n と、田村穂積 NTT ドコモ取締役常務執行役員ネットワーク本部長他 2 名との間で行われた会食であって、1 人当たりの会食費は 16,335 円のところ、総務省側の出席者は、会費として 1 人当たり 5,000 円を支払っており、NTT グループが負担した総務省側出席者分の金額は、1 人当たり 11,335 円(合計 34,005 円)である。

田村氏らの供述によれば、本会食は、5G 技術等に関する意見交換の目的で実施したものであって、実際の会話内容も、ラグビーワールドカップにおける 5G プレサービスの状況や、台風 15 号によって千葉方面の基地局が停電する事態になったこと等であったとのことである。また、会食の実施時期についても、世間から要らぬ誤解を受けぬよう、5G の電波の割当が完了し、少なくとも半年以上は新たな電波割当がない時期を選んだとのことである。

5G の電波の割当は 2019 年 4 月に行われており、その後の追加割当は 2020 年 4 月に行われている。また、NTT ドコモによる 5G のプレサービスは、2019 年 9 月から開始されている。さらに、2019 年 9 月には、台風 15 号が日本に上陸し、NTT ドコモ等の携帯電話事業者においては、停電により千葉県の一部の携帯基地局が停波している。上記供述は、このような客観的な事実に沿うものであり、本会食に関する決裁資料の記載と矛盾するものでもない。その他上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

本会食は、NTT ドコモと総務省総合通信基盤局電波部との会食であるが、2016 年 4 月 1 日以降、NTT グループ経営陣と総務省総合通信基盤局電波部との間で実施された会食は本会食のみであり、集中して会食が行われたといった事情もない。

以上からすれば、本会食に関して、総務省幹部による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

コ 別紙 No. 24 の会食について

本会食は、2019年12月20日、政務三役0と、澤田純 NTT 持株代表取締役社長及び島田明 NTT 持株代表取締役副社長他1名との間で行われた会食であって、1人当たりの会食費は48,015円のところ、政務三役0は、会費として10,000円を支払っており、NTTグループが負担した政務三役0分の金額は、1人当たり38,015円である。なお、本会食において、政務三役0に対して手土産を渡している。

澤田氏の供述によれば、澤田氏は、日頃から幅広い範囲の国会議員と意見交換のための会食を実施しており、本会食もその一環として、政務三役0と、将来の情報通信社会等に関する意見交換等を行うべく実施したものであり、実際の会話内容もかかる意見交換であったとのことである。また、本会食において、政務三役0は、会費として10,000円を支払っているが、澤田氏は、NTT 持株の連結子会社が運営するクラブノックス麻布で会食を実施するのであれば、連結決算ベースで見た場合には、実質的な NTT 持株側の負担額は原価程度にとどまるので、メニューに記載された料金ほどには高額な飲食費にはならず、10,000円程度負担してもらえれば問題ないと考えていた旨述べている。

実際、澤田氏は、衆議院参議院問わず、また、与野党問わず、国会議員と幅広く会食を行っており、本会食もその一環であると認められ、殊更、便宜供与の依頼等をうかがわせる事情はない。そのほか、本国会食に関する決裁資料等に照らしても、上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

なお、本会食は、クラブノックス麻布において実施されており、1人当たりの会食費は48,015円と高額になっているが、その約3分の2はワイン等の酒代であった。鶴浦氏と同様に、澤田氏も、クラブノックス麻布における会食の際は、飲み物の選択はソムリエに任せており、ソムリエは、澤田氏が NTT 持株代表取締役社長であることから、高額のワイン等を提供するようにしていたため、結果として、会食費が高額になっていたと考えられる。また、NTT グループ経営陣は、上記のとおり、クラブノックス麻布における会食では、実質的な NTT 持株側の負担額は原価程度にとどまると考えていた。以上のことからすれば、会食費が高額であるからといって、直ちに NTT グループからの便宜供与の依頼等をうかがわせるものではない。

また、政務三役0が政務三役を務めていた時期に、NTT グループ経営陣が政務三役0と会食を行ったのは本会食及び下記に記載の会食の2回であったが、政務三役0と NTT グループとの間の癒着関係のようなものは認められなかった。さらに、本会食当時、NTT 持株と総務省との間では、許認可等を含め、特段、懸案となる事項はなかった。

以上からすれば、本会食に関して、総務省政務三役による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

サ 別紙 No. 26 の会食について

本会食は、2020年6月4日、総務省幹部 p 及び総務省幹部 c と、澤田純 NTT 持株代表取締役社長及び北村亮太 NTT 持株取締役経営企画部門長との間で行われた会食であって、1人当たりの会食費は48,165円のところ、総務省側の出席者は、会費として1人当たり10,000円を支払っており、NTTグループが負担した総務省側出席者分の金額は、1人当たり38,165円(合計76,330円)であり、このほか、総務省幹部 p 及び総務省幹部 c に対して手土産を渡している。また、総務省側出席者に、1名分のタクシーチケットが渡された。

澤田氏の供述によれば、本会食は、澤田氏が、2020年1月、新年の挨拶のために総務省を訪問した際、総務省幹部 p から意見交換をしたいとの申出を受け、業務時間中はなかなか時間が取れないこともあり、将来の情報通信社会の姿はどのようなものか等に関する意見交換を実施すべく、設定したものであり、実際の会話内容もこれに沿うものであったとのことである。総務省幹部 p の申出から本会食の実施まで時間が空いているのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響があり、申出からすぐに設定することができなかったためとのことである。また、本会食において、総務省幹部 p 及び総務省幹部 c は、会費として1人当たり10,000円を支払っているが、このような会費設定にした理由について、澤田氏及び北村氏は、上記記載の会食について述べたのと同様に、NTT 持株の連結子会社が運営するクラブノックス麻布で会食を実施するものであり、連結決算ベースで見ただけの場合には、実質的なNTT持株側の負担額は原価にとどまる等と述べている。

この点、澤田氏は、上記オ及びカの会食のように、NTT 持株代表取締役社長就任時に、社長就任の挨拶も兼ねて総務省幹部と意見交換のための会食を実施している。また、澤田氏は、国会議員等とも意見交換のための会食を実施している。このように、澤田氏は、NTT グループの経営等に活かすべく、幅広く意見交換を行っており、本会食もその一環として実施されたものと認められ、特段不自然な点はなく、そのほか本会食に関する決裁資料等に照らしても、上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

なお、本会食においては、1人当たりの会食費は48,165円と高額になっているが、本会食もクラブノックス麻布において実施されており、高額となっている理由は上記記載の会食と同様に、ワイン等の酒代のためであった。

2016年4月1日以降、NTT グループ経営陣と総務省幹部 p との間で行われた会食は本会食のみであり、また、NTT グループ経営陣と総務省幹部 c との間で行われた会食は2回あるが、そのうち1人当たりの負担額が1万円を超える会食は本会食のみである。

本会食が実施された2020年は、NTT 持株によるNTT ドコモへのTOBや、NTT ドコモによる携帯電話料金の値下げ等が行われていたが、下記(3)及び(4)記載のとおり、これらの事項に関し、総務省幹部等による便宜供与やNTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

以上からすれば、本会食に関して、総務省幹部による便宜供与やNTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

シ 別紙 No. 28 の会食について

本会食は、2020年9月1日、政務三役0と、澤田純 NTT 持株代表取締役社長及び島田明 NTT 持株代表取締役副社長他1名との間で行われた会食であって、1人当たりの会食費は45,870円のところ、政務三役0は、会費として10,000円を支払っており、NTTグループが負担した政務三役0分の金額は、1人当たり35,870円である。なお、本会食において、政務三役0に対して手土産を渡している。

澤田氏の供述によれば、本会食も、上記コ記載の会食と同様、日頃から行っている国会議員との意見交換のための会食の一環であり、政務三役0と、将来の情報通信社会等に関する意見交換等を行うべく、実施したものであって、実際の会話内容もこれに沿うものであったとのことである。また、澤田氏は、本会食における会費設定の理由についても、上記コ記載の理由と同様である旨述べている。

上記コ記載のとおり、澤田氏は、日頃から多くの国会議員と幅広く会食を行っており、本会食もその一環であると認められること等に照らし、上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。また、政務三役0が政務三役を務めていた時期に、NTTグループ経営陣が政務三役0と会食を行ったのは本会食及び上記コ記載の会食の2回であるが、上記コ記載のとおり、これらの会食において、何らかの便宜供与の依頼等はいかがわれない。さらに、本会食は、新内閣発足(2020年9月16日)の直前に実施されており、当時は政務三役0の総務省政務三役からの退任も想定される状況にあったことからすれば、そのような時期に会食を行うことによって、政務三役0に対し、何らかの便宜供与の依頼等を行うとは考え難い。

なお、本会食の1人当たりの会食費は45,870円と高額のところ、本会食もクラブノックス麻布にて実施され、高額となった理由はワイン等の酒代のためであった。

本会食が実施された2020年は、NTT持株によるNTTドコモへのTOBや、NTTドコモによる携帯電話料金の値下げ等が行われていたが、下記(3)及び(4)記載のとおり、これらの事項に関し、総務省幹部等による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

以上からすれば、本会食に関して、総務省政務三役による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

ス 別紙 No. 29 の会食について

本会食は、2020年9月14日、政務三役Qと、澤田純 NTT 持株代表取締役社長他1名との間で行われた会食であって、1人当たりの会食費は24,046円のところ、NTTグループが負担した政務三役Q分の金額は、1人当たり24,046円である。なお、本会食において、政務三役Qに対して手土産を渡している。

澤田氏の供述によれば、本会食も、上記コ記載の会食と同様、澤田氏が日頃から行っている国会議員との意見交換のための会食の一環として、将来の情報通信社会等に関する意見交換等を行うべく、実施したものであって、実際の会話内容もこれに沿うものであったとのことである。

上記コ記載のとおり、澤田氏が日頃から国会議員と幅広く会食を行っていたこと、政務三役Qが政務三役を務めていた時期に、NTTグループ経営陣が政務三役Qと会食を行ったのは本会食のみであること等に照らし、上記供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。また、本会食は、新内閣発足(2020年9月16日)の直前に実施されており、当時は政務三役Qの総務省政務三役からの退任も想定される状況にあった。そのような時期に会食を行って、政務三役Qに対し、何らかの便宜供与の依頼等を行うとは考え難い。

本会食が実施された2020年は、NTT持株によるNTTドコモへのTOBや、NTTドコモによる携帯電話料金の値下げ等が行われていたが、下記(3)及び(4)記載のとおり、これらの事項に関し、総務省幹部等による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

以上からすれば、本会食に関して、総務省政務三役による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

セ 結論

以上のとおり、会食類型②については、総務省幹部が参加しているものは、当該総務省幹部が国家公務員倫理規程第3条第1項第6号に違反する結果を招いたものであり、NTTグループ経営陣はかかる法令違反を誘発・助長した点で、非難を免れることはできない。

また、総務省政務三役が参加している会食についても、NTTグループ各社に対する許認可等に関する権限を有していた総務省政務三役に対し、その在任期間中に、NTT側の費用負担で高額な会食を行ったものであり、国民の疑惑を招きかねないものであった。

もっとも、会食類型②について、総務省幹部等による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとまでは認められない。

(3) NTTドコモによる携帯電話料金の値下げについて

総務省は、携帯電話料金に関し、公正な競争環境の整備を通じて、携帯電話料金の低廉化を推進してきた。このような総務省の取り組みは、2000年代初頭から行われており、具体的には、接続料の適正化、期間拘束等の取引条件に関する適正化、端末販売の適正化、SIMロック解除の推進、MNP¹⁹の推進等の観点から、公正な競争環境を整備してきた。NTTド

¹⁹ Mobile Number Portabilityの略で、電話番号はそのまま、移転先の携帯電話会社のサービスを利用できる制度。

コモも、上記総務省の取り組みに応じて、2011年4月にSIMロック解除を開始し、2015年にはインターネット電話によるSIMロック解除の受付を開始して、2019年2月には中古端末におけるSIMロック解除の対応も開始した。また、2年定期契約等においては解約時に解約金がかかるところ、解約金がかからない期間について、2016年3月に定期契約満了月の翌月と翌々月の2か月間に延長し²⁰、2019年10月には解約金を9,500円から1,000円に値下げした。

携帯電話料金の値下げ²¹に関しては、2018年10月3日に、総務省が、モバイル市場の競争環境に関する研究会²²を立ち上げ、同研究会は、2019年4月23日に中間報告を、2020年2月21日に最終報告を行っている。2019年5月には、電気通信事業法が改正され、通信料金と端末代金の分離が義務付けられた。NTTドコモも、2018年10月、2019年度に携帯電話料金を2~4割値下げすると発表し、2019年6月には、通信料金と端末代金を分離したギガホ、ギガライトという新しい料金プランを開始した。また、2020年12月には、ahamoという新しい料金プランを発表し、2021年3月から開始した。

携帯電話料金の値下げに際し、NTTグループが総務省に事前報告等を行っていた状況は、以下のとおりである。すなわち、NTTドコモは、2018年10月31日、携帯電話料金を2~4割程度値下げすることを発表しているが、当該値下げは、NTT持株が同年11月に公表を予定していた中期経営戦略にも影響を与えることから、同年10月中旬頃、澤田純NTT持株代表取締役社長と吉澤和弘NTTドコモ代表取締役社長(当時)は、総務省を訪問し、事前に報告を行った。また、NTTドコモは、2019年4月15日、ギガホ、ギガライトを発表しているが、通信料金と端末代金の分離を先取りした料金プランであったため、2019年5月改正の電気通信事業法への適合性確認等のため、吉澤和弘NTTドコモ代表取締役社長(当時)らが、上記発表前に総務省を訪問し、事前に報告を行った。さらに、NTTドコモは、2020年12月3日、新料金プランahamoを発表しているが、キャリアメールアドレスが利用できなくなる等の特徴があったため、丸山誠治NTTドコモ代表取締役副社長らが、上記発表前に、総務省を訪問し、事前に報告を行った。このように、携帯電話料金の値下げに関する総務省に対する事前の報告は、NTTドコモが単独で行っていた。NTT持株は2018年10月中旬頃の報告には同行したが、上記のとおり、これは公表を予定していた中期経営戦略に影響を与える可能性があったからである。NTTドコモによる総務省に対する報告の時期は、NTTドコモによる値下げの公表時期の直前であって、NTTグループ経営陣は、NTTドコモが総務省との間で携帯電話料金値下げの具体的内容につき協議等を行ったことはないと供述

²⁰ 従前は満了月の翌月のみであった。

²¹ 2018年8月21日、当時の官房長官が携帯電話料金について「今よりも4割程度下げる余地がある」との発言もあった。また、2019年6月30日には、当時の官房長官が、「携帯料金は大幅な引き下げの余地がある」と発言しており、同年9月2日にも改めて携帯電話料金の値下げに言及している。

²² 同研究会の目的は、情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うこととされている。

している。

NTT ドコモによる携帯電話料金の値下げは、上記のような時系列をたどっているところ、本件会食は、上記総務省の取り組みと同時期に行われていることから、これらの会食と携帯電話料金の値下げとの関係が問題となる。

この点、携帯電話料金の決定には、NTT 持株は直接関与しておらず、当時上場子会社であった NTT ドコモの取締役会で協議、決定されていたものである。確かに、NTT 持株は NTT ドコモの親会社であって、NTT ドコモに対して助言・あっせんする立場にあったものであり、大幅な料金変更等があれば NTT グループの連結決算に重大な影響が生じる可能性があるため、NTT ドコモから NTT 持株に対する事前連絡等の連携はあった。しかし、2020 年 12 月までは、NTT ドコモは、NTT 持株の子会社とはいえ、上場会社として独立性を有していたものであり、その事業の中核の一つである携帯電話料金は、NTT ドコモが決定していたものであり、NTT 持株の影響力は限られていた。そのため、NTT 持株の経営陣と総務省幹部等との会食や、NTT ドコモ以外の NTT グループ会社の経営陣と総務省幹部等の会食で、雑談や世間話であればともかく、NTT ドコモの携帯料金をどうするかといった具体的なやり取りがなされたとは考えられず、そのようなやり取りをうかがわせる証拠も見当たらない。

また、NTT グループ経営陣の中には、携帯電話料金の値下げについて、総務省幹部等との会食で話題に出すと、総務省幹部等から具体的な注文が付き、NTT ドコモらの経営の手足を縛ることにもなりかねないことから、わざわざそのようなことはしなかった旨説明している者もいる。さらに、会食の際、話の流れで話題として出たことはあったかもしれないが、それは事業者の方で考えていきますと述べて、話題を変えたはずである旨述べる者もいる。そして、本件調査の結果、これらの説明が直ちに不合理であると認めるべき証拠等は見当たらなかった。

加えて、総務省は、競争環境の整備について、公開性の高い手法を採っていたものであり、NTT グループ経営陣が総務省幹部等に対する陳情によって、総務省の政策に影響力を行使することは容易ではなかったと思われる。すなわち、総務省には、関係法令上、個社の携帯電話料金を直接規制等する権限がないので、個社に対する行政処分や行政指導によるのではなく、有識者検討会やガイドライン、法整備等を通じた競争環境の整備によって料金の適性化・低廉化を推進するという、公開性の高い行政手法が採られてきた。具体的には、2015 年 9 月、総理大臣(当時)から総務大臣(当時)への携帯電話料金等の家計への負担軽減に関する指示を受け、「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」という有識者による公開性の高い会議体が設けられた。さらに、そこでの検討結果を踏まえたガイドラインが設定され、携帯電話事業者がガイドラインに違反した場合には、総務大臣が処分を決定して公表し、違反の原因や改善状況について、電気通信事業法に基づく報告(虚偽報告等には刑事制裁もあり得る。)を求めるなどして、間接的にガイドラインの遵守を強制し、競争環境の整備を進めるという行政手法を採ってきた。また、総務省は、それ以降も、2017 年 12 月から 2018 年 4 月にかけて開催していた「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」、2018 年 10 月から 2020 年 2 月にかけて開催していた「モバイル市場

の競争環境に関する研究会」など、その時々々の競争環境の現状と問題点、対応策等について、有識者の会議体を設けて検討してはその答申を踏まえた対応を携帯電話事業者に求めてきた。2019年5月にも、電気通信事業法を改正して、携帯電話の端末代金と通信料金の分離を義務付け、改正法の運用状況等も上記検討会で検証するなど、個社に対する許認可や行政指導によるのではなく、公開性の高い手法で競争環境の整備を進めることで、携帯料金の適性化・低廉化を図ってきた。このような手法の下では、少なくとも行政指導中心の行政手法に比べて、NTTグループにおいて、総務省幹部等への働きかけ等を通じて、総務省をして、個社に対する行政裁量を働かせ、個別に便宜供与を得ることは容易ではなかったと思われる。

以上のことからすれば、本件会食に関し、携帯電話料金の値下げに関する総務省幹部等による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

(4) NTT 持株による NTT ドコモの完全子会社化について

NTT 持株は、2020年4月、NTT ドコモの完全子会社化の検討を開始し、同年9月にはNTT ドコモに対するTOBを実施して、同年12月にNTT ドコモの完全子会社化を行っている。本件会食のうち、別紙No. 26、28及び29の会食は、上記期間に実施されていることから、これらの会食とNTT 持株によるNTT ドコモの完全子会社化との関係が問題となる。

この点、NTT 持株によるNTT ドコモへのTOBやNTT ドコモの完全子会社化は、法令上、総務省や総務大臣の許認可等を必要とする事項ではなかった。しかし、総務省がNTT 持株やNTT ドコモの監督官庁であって、NTT 持株によるNTT ドコモの完全子会社化に伴ってNTT 法上の事業計画の変更が必要になるかどうか、また、過去の政府の考え方に、NTT 持株によるNTT ドコモの出資比率の引下げが含まれていたことから、総務省がNTT ドコモの完全子会社化につき法令上の何らかの権限を有しているかどうかを事前に確認すべく²³、NTT 持株は、以下のとおり、2020年7月末から9月初頭まで、数回にわたって、総務省との間で事前説明等を行った。具体的には、NTT 持株は、2020年7月30日から、北村亮太NTT 持株執行役員経営企画部門長(当時)らが、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長らに対して、事前説明を行い、2020年9月初頭、NTT 持株によるNTT ドコモの完全子会社化を妨げるようなNTT 法や電気通信事業法上の直接的な規律はないこと、NTT ドコモの完全子会社化に伴う公正競争上の課題については別途検討が必要になると思われることなどの回答を得た。なお、NTT 持株は、その後も、数回にわたって、総務省幹部 i に対し、報道発表資料や開示資料等について説明を行っている。

このように、NTT 持株によるNTT ドコモへのTOBやNTT ドコモの完全子会社化は、そもそ

²³ 郵政省報道発表「日本電信電話株式会社の移動体事業の分離について(平成4年4月28日)」ではNTT 持株のNTT ドコモに対する出資比率を低下させる方向性が示されており、2001年の「規制改革推進3か年計画」では「NTT ドコモに対するNTT 持株会社の出資比率の引下げを含むNTT グループ内の相互競争の実現」が掲げられるなどしていた。

も総務省や総務大臣の許認可等を必要とする事項ではない。むしろ、上記事項は、NTT グループ内においても厳格な情報管理が実施されていたいわゆるインサイダー情報であり、金融商品取引法のフェア・ディスクロージャー・ルール²⁴もある中で、必要不可欠な範囲を超えて、たとえ総務省幹部らに対しても情報共有するとは考え難い。ましてや、飲酒を伴う会食の場において、軽々に話題とすることはないと思われる。実際、NTT 持株経営陣も、ヒアリングにおいて、「ドコモの完全子会社化は非常に重いインサイダー情報であり、また外部に漏れるとプロジェクトが立ち行かなくなりかねないものであったため、会食の席においても一切言及していない。」などと述べており、かかる供述の信用性に疑いを差し挟むべき事情も見当たらない。

以上のことからすれば、別紙 No. 26、28 及び 29 の会食を含む本件会食に関し、NTT 持株による NTT ドコモの完全子会社化に関する総務省幹部等による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

なお、澤田氏は、2020 年 9 月 1 日に政務三役 O と、同月 14 日に政務三役 Q と会食をしており、NTT ドコモに対する TOB を発表する前 1 か月の間に、総務省政務三役と 2 回会食を行っているが、上記(2)シ及びス記載のとおり、これらの会食は、澤田氏が、様々な国会議員と行っている情報交換の一環として実施されたものであり、両者多忙な中、都合の合う日程で実施した結果、偶然実施日が近かったとしても、不自然ではなく、そのことをもって、便宜供与等があったとは認められない。

また、NTT 持株による NTT ドコモの完全子会社化の狙いは、NTT ドコモが他のキャリアとの競争で苦戦している中で、NTT コミュニケーションズ等が有するノウハウを活用し、NTT ドコモの法人営業力を強化することや、両社が別々に行っていた研究開発を統合して NTT グループにおける研究開発力を強化することを通じて、NTT グループのグローバルの競争力を強化することにあつた。このように、NTT 持株による NTT ドコモの完全子会社化の経営判断は、当時の事実として、NTT ドコモによる携帯電話料金の値下げが目的であつたわけではなかつた。NTT ドコモの利益水準や経費削減の余地などを考慮すれば、完全子会社化をしなくても携帯電話料金の値下げは可能であり、そもそも、上記のとおり、NTT ドコモの完全子会社化は、NTT ドコモによる携帯電話料金の値下げが目的であつたわけではなく、両者の間につながりや関係はなかつた。この点、改めて両事実をめぐる時系列に照らしてみても、携帯電話料金の値下げに関して、NTT ドコモは、2018 年 10 月、2019 年度に携帯電話料金を 2～4 割値下げすると発表し、2019 年 6 月には、通信料金と端末代金を分離したギガホ、ギガライトという新しい料金プランを開始した。また、2020 年 12 月には、NTT ドコモが、ahamo という新しい料金プランを発表し、2021 年 3 月から開始した。一方、NTT 持株による NTT ドコモの完全子会社化は、2020 年 4 月に社内の検討が始まり、同年 7 月から総務省に確認を行い、同年 9 月に TOB を開始したものであつて、これらは時系列として

²⁴ 上場会社等又はその役員等が、その業務に関して、取引関係者に、未公表の重要情報を伝達した場合には、意図的な伝達の場合には同時に、意図的な伝達でない場合は速やかに、当該情報を公表しなければならないというもの(金融商品取引法第 27 条の 36)。

別個独立に進行していたものであった。以上からすれば、NTT ドコモ完全子会社と携帯電話料金の値下げが「バーターだった」との一部の憶測には根拠がないことが認められる。

(5) その他の事情

本件会食について、総務省幹部等による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められないことについては、以下に述べる諸事情によっても一定程度裏付けられる。

まず、本件会食に参加した総務省幹部等のうち、本件会食に参加した回数が最も多い者は、総務省幹部 a であり、参加した回数は 9 回である²⁵。また、その次に多いのは、総務省幹部 h であり、参加した回数は 5 回である。

もっとも、総務省幹部 a 及び総務省幹部 h が参加した会食が多いといっても、総務省幹部 a は、2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 16 日までの約 5 年間で 9 回であり、1 年当たりに換算すれば約 2 回、総務省幹部 h は、同期間で 5 回、1 年当たりに換算すれば約 1 回となり、不自然に回数が多いとまでは言い難い。また、比較的会食回数が増えたのは、両名が総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長を務めており、NTT グループ各社と業務上の関係があることから、各社が個別に会食を実施した結果、会食回数が多くなったものと思われる。例えば、総務省幹部 a については、NTT 持株が 2017 年 1 月 16 日に会食を実施した後、NTT ドコモが同月 17 日にも会食を実施しており、総務省幹部 h については、NTT ドコモが 2018 年 9 月 12 日に会食を実施した後、NTT 持株が同月 27 日にも会食を実施している。

また、総務省幹部 a 及び総務省幹部 h が参加した会食のほとんどは、人事異動の挨拶や情報通信業界の情勢に関する意見交換等であった。NTT グループからの出席者についても、ほぼ毎回異なっており、同じ者が参加することがあったとしても、1 年当たり 1~2 回程度であって、特定の担当者との癒着関係を疑わせるものではない。費用負担についても、NTT グループが負担した総務省幹部 a 分の金額は合計 33,770 円、総務省幹部 h 分の金額は合計 43,359 円にとどまっており、等分負担ではないものの、総務省幹部 a 及び総務省幹部 h もある程度の金額を負担していた。

次に、NTT グループが負担した金額の多寡という観点から見ると、本件会食に参加した総務省幹部等のうち、NTT グループが負担した総務省側出席者分の金額が最も多い者は総務省幹部 g であり、3 年間で合計 126,652 円であった。もっとも、総務省幹部 g が参加した回数は 4 回であり、そのうち 2 回は NTT 持株が、残りの 2 回は NTT データが実施した会食であり、一つの法人が集中的に会食を実施していたわけではない。実施時期についても、2018 年 9 月に 2 回、2019 年 11 月に 1 回、2020 年 7 月に 1 回と 1 年に 1~2 回程度であり、

²⁵ なお、そのほか、総務省幹部 a が参加した会食で、総務省側出席者が会食費用を等分負担した会食が 2 回存在した。

ある時期に集中的に行われていたわけでもない。また、NTT グループからの参加者は、NTT データが実施した会食 2 回は同一であったものの、NTT 持株が実施した会食 2 回は異なっており、これらのことをもって特定の担当者との癒着関係を疑わせるものではない。さらに、NTT グループ経営陣は、クラブノックス麻布につき、いわば会社の施設であって、原価で考えればそれほど高額ではないとの意識があったところ、総務省幹部 g との間で実施した会食のうち 3 回はクラブノックス麻布で実施されていることから、結果的に NTT グループが負担した総務省幹部 g 分の金額が額面上は高くなってしまったものと思われる。

上記のとおり、本件会食について、参加回数や NTT グループによる負担金額の多寡という観点から、会食状況を分析してみても、会食に参加した回数が最も多い者で 5 年間で 9 回、NTT グループが負担した額が最も多い者でも合計 126,652 円である。この点、上記 1(3)記載のとおり、賄賂は職務執行に対する対価であり、贈賄罪が成立するのは、頻度、回数、支出額等が、相当程度に及んでいる場合であると考えられる。本件会食の頻度、回数、支出額等は、近時贈賄罪として立件された事例と比較しても、総務省幹部等による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等を直ちにうかがわせるものではない。

本件会食全体を見ても、NTT 持株において 15 件、NTT ドコモにおいて 12 件となっているが、これは 2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 16 日までの約 5 年間の合計であり、1 年当りに換算すれば NTT 持株において 3 件、NTT ドコモにおいて 2.4 件であって、両社の企業・事業の規模等に照らして、不自然に回数が多いとまでは言い難い。

会食回数の推移を見ると、本件会食は、NTT 持株において、2016 年は 0 件、2017 年は 1 件、2018 年は 7 件、2019 年は 3 件、2020 年は 4 件と、2018 年の会食件数が他と比べて多い。2018 年は、総務省側から、部長級以上が出席することが増加している。この理由は、2018 年 6 月に、澤田氏が NTT 持株代表取締役社長に着任して、社長就任の挨拶も兼ねて会食を行うことが増えたこと、NTT 持株の代表取締役社長が行う会食なので、総務省側の出席者も部長級以上が多くなったことによると認められ、特段不自然ではない。

また、NTT ドコモにおける会食回数の推移を見ると、2016 年は 3 件、2017 年は 4 件、2018 年は 2 件、2019 年は 3 件、2020 年は 0 件と、2017 年の会食件数がやや多い。この点、2018 年は、携帯電話事業者に対する中古端末の SIM ロック解除の義務付け、総務省主催の公開ヒアリングにおける NTT ドコモの 5G 関連プレゼンテーション、電波監理審議会による答申の公表等が行われており、NTT ドコモと総務省との間のやり取りが多かったが、2017 年は、4G の利用に係るニーズを把握するための調査、4G の普及のための周波数の割当てに関する意見募集等が行われていたのみであって、2018 年と比較すれば、総務省と NTT ドコモとの間で特段の懸案事項等はなかった。2017 年の会食件数が多いとはいえ、4 件であって、前後の年の 3 件、2 件と比べて特に突出して多いわけではなく、これら 2017 年の 4 件の会食は、同じ出席者で開催されたものでもない。したがって、2017 年に実施された会食の件数が他の年と比べてわずかに多いからといって、何らかの便宜供与の依頼等は直ちにうかがわれぬ。

以上からしても、本件会食について、総務省幹部等による便宜供与や NTT グループから

の便宜供与の依頼等があったとは認められない。

(6) 結論

以上のとおり、本件会食のうち、総務省幹部が参加しているものは、当該総務省幹部が国家公務員倫理規程第3条第1項第6号に違反する結果を招いたものであり、NTTグループ経営陣は、かかる法令違反を誘発・助長した点で、非難を免れることはできない。

また、総務省政務三役が参加しているものは、国民の疑惑を招きかねない会食であった。

特に、総務省幹部等との間の会食の一部については、NTT 持株による NTT ドコモの完全子会社化等をめぐる時期等から、何らかの便宜供与があったのではないかなどの疑いを招きかねない外形的な状況にあったことは否定できない。また、総務省政務三役との会食については、国会議員との間で幅広く行っている意見交換等のために実施された会食であるとはいえ、総務省政務三役が NTT グループ各社に対する許認可等に関する権限を有している以上、現職の総務省政務三役との会食については、その必要性や時期等について特に慎重に検討を行うべきであった。

もともと、本件会食について、総務省幹部等による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等といった不正があったとは認められず、贈賄罪には該当せず、また、これらの会食によって総務省の行政判断が歪められたことを示す事情もなかった。

5 NTT グループにおけるその他の会食状況等

形式的には調査対象に含まれるものの、総務省幹部等が費用を等分負担した意見交換会があった。これらは、総務省幹部等が費用を等分負担しており、1人当たりの会食費用も1万円を超えていなかったため、国家公務員倫理法・倫理規程上の問題はなかったと考えられ、別紙に含めていない。また、NTT グループが会食を主催しておらず、費用負担をしていない会食もあったが、会食費用等を客観的資料に基づいて認定することも困難であることから、別紙に含めていない。当委員会は、これらの会食についても、参加者からのヒアリング等を通じて、その趣旨・目的等を確認した結果、総務省幹部等による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められなかった。

なお、2020年11月11日に政務三役ウと、澤田純 NTT 持株代表取締役社長及び遠藤典子 NTT ドコモ社外取締役との間で行われた会食については、会食費用の支出に関する決裁資料の有無等を確認したところ、一般企業の経営者エが主催し、同人が会食費用を支払ったことから、別紙に含めていないが、総務省幹部等による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められなかった。

また、当委員会は、形式的には調査対象に含まれないものの、一部のメディア等において、具体的な事実関係が摘示された会食については、決裁資料、会食設定に関するメッ

ページ等の関連する客観的資料を収集するとともに、会食参加者からのヒアリング等を通じて、その趣旨・目的等を確認したが、これらの会食においても、総務省幹部等による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められなかった²⁶。なお、2017年11月22日に政務三役 D と、立川敬二氏(元 NTT ドコモ代表取締役社長)との間で行われた会食については、会食当時、立川氏は NTT グループ経営陣ではなかったことから、調査対象には含めていないが、当該会食の費用は NTT グループから拠出されていないことが確認された。

6 小括

以上のとおり、本件調査の結果、NTT グループ経営陣と総務省幹部等との会食において、総務省幹部等による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められなかった。

また、NTT グループ経営陣と総務省幹部等との会食の結果、NTT 持株による NTT ドコモ完全子会社化や NTT ドコモによる携帯電話料金の値下げなどについて、行政の判断が歪められたという事実も確認されなかった。

なお、後述のとおり、本件会食の当時、NTT 持株、NTT ドコモ、NTT 西日本及び NTT 東日本では、国家公務員や、総務省政務三役等の政治家との会食に関し、具体的なルールを定めた社内規程は存在しておらず、本件会食について、NTT 持株、NTT ドコモ、NTT 西日本及び NTT 東日本における社内規程に違反するとまではいえなかった。

しかしながら、本件会食のうち、総務省幹部が参加しているものは、当該総務省幹部が国家公務員倫理規程第3条第1項第6号に違反する結果を招いたものであり、NTT グループ経営陣は、かかる法令違反を誘発・助長した点で、非難を免れることはできない。また、総務省政務三役が参加しているものは、国民の疑惑を招きかねない会食であった。

NTT グループ経営陣は、本件会食が国民や社会から厳しい批判を招いたことを真摯に反省し、二度とこのような事態を引き起こさないように、徹底した再発防止に努めるべきである。

²⁶ 2020年11月20日に政務三役オの秘書との間で実施された会食には、NTT 持株秘書室の従業員のみが参加しており、川添雄彦 NTT 持株常務執行役員は参加していなかったことが確認された。本会食は、秘書同士が行ったものであり、実際の会話内容も、お互いの出身地等のバックグラウンドや ICT の動向等であった。このように、本会食において、総務省幹部等による便宜供与や NTT グループからの便宜供与の依頼等があったとは認められない。

また、政務三役オと、川添雄彦 NTT 持株常務執行役員は、2021年1月6日、会食を実施することを予定していたものの、会食はキャンセルされた。本会食は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、キャンセルされたものであるが、元々2020年11月26日に実施した IOWN レクの際、政務三役オに対し、武蔵野市にある NTT 持株の研究所を案内し、NTT グループにおける研究内容等を説明することとなったものの、その後、日程調整の厳しさ、代替手段等を考慮し、政務三役オ側に対して、NTT 持株の秘書室長から会食を提案し、実施することになったものであった。

第3 NTTグループにおける会食に関する社内規程等

1 NTT 持株の社内規程等

- NTTグループ全体に適用される社内規程として、NTTグループ企業倫理憲章及び贈賄防止ハンドブックが存在するが、NTTグループ企業倫理憲章の3が「NTTグループのすべての役員および社員は、国内外を問わず、法令、社会的規範および社内規則を遵守することはもとより、公私を問わず高い倫理観を持って行動する。」「社会的責務の大きい企業グループの一員として、お客さま、取引先などとの応接にあたっては過剰な供授を厳に慎む。」と規定するにとどまり、これらの規程等では、国家公務員や、総務省政務三役等の政治家との会食を設定する場合の具体的なルールが定められていなかった。
- また、NTTグループは、グループ会社の全社員向けの資料として、2002年に、ビジネスリスクマネジメントガイドブックを作成しており、当該ガイドブックでは国家公務員倫理法・倫理規程に関して解説されていたものの、社内研修で活用されたり、改訂されたりすることもなかった。ビジネスリスクマネジメントガイドブックには、「国家公務員に対する接待は、たとえそれが割り勘であっても、国家公務員倫理法等に違反するケースがあるので、十分留意する必要があります。」と記載されている。上記第2の1(1)記載のとおり、2005年4月の国家公務員倫理規程の改正以前は、利害関係者との飲食は原則として禁止されていたが、同改正以降は、国家公務員が自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合や等分負担の場合は利害関係者との会食が許容されるようになった。ビジネスリスクマネジメントガイドブックには、当該改正内容が反映されていないところ、このことから、同ガイドブックが、NTTグループにおいて十分活用されていなかったと認められる。
- NTT持株では、1年に1度、全社員向け研修、新任管理者研修、新入社員研修及び役員等向け研修が行われているが、2021年3月より前は、国家公務員倫理法・倫理規程や、総務省政務三役等の政治家との会食を設定する際の留意点の説明はなされていなかった。なお、2021年3月以降に開催された、これらの研修では、国家公務員倫理法・倫理規程に関する解説が加えられたものの、総務省政務三役等の政治家との会食を設定する際の留意点については、説明がなされないままであった。

2 NTT 持株以外の NTT グループ各社の社内規程等

(1) NTT データ

- NTT データでは、2000年に国家公務員倫理法・倫理規程が施行された当時、NTT データグループ倫理要領が存在していたものの、その内容は抽象的なものにとどまり、国

家公務員や総務省政務三役等の政治家との会食等に関する具体的なルールは定められていなかった。その後、NTT データでは、いわゆる特許庁事件²⁷の発生を受けて、2012年4月、NTT データグループ倫理要領の内容を具体化するなどして、グローバル・コンプライアンス・ポリシーとして制定し直した。グローバル・コンプライアンス・ポリシーでは、政治行政に関する項目において、「法令や社内規則に反する接待・贈答は慎むとともに、いかなる場合であっても贈賄行為に関与しない。」と定められている。

- ・ また、NTT データは、遅くとも2017年以降、1年に2度、代表取締役社長名義で、「接待・贈答等における企業倫理の徹底について」と題する通知(社長通知)を发出しており、当該通知では、国家公務員等への接待・贈答等が禁止されている。
- ・ その後、NTT データは、2020年12月9日、上記の社長通知の趣旨を社内規程の形式でより具体化するため、贈収賄・腐敗防止規程を新たに制定した。贈収賄・腐敗防止規程第9条では、国家公務員等への接待贈答は原則禁止とされており、例外的に、①公務員等が出席する会議等における簡素な飲食、②プロモーションの景品の提供、ビジネスにおける礼儀上のもの(季節の挨拶、葬儀、結婚披露宴等)の場合において、当該規程及び全ての適用法令に基づき認められる範囲内において、総務部の照会を経た上で、権限規程に定める者の承認を得た場合には、①又は②が許容されている。

(2) NTT コミュニケーションズ

- ・ NTT コミュニケーションズでは、2000年に国家公務員倫理法・倫理規程が施行された当時、「Our Business Philosophy」と題する行動規範が存在しており、公務員への接待を行わないことについても言及がなされていた。その後、2005年にNTT コミュニケーションズグループにおいて企業倫理を確立することを目的として、グローバルコンプライアンス規程が制定された。そして、2017年8月1日、公務員等の接触に関する規程として、グローバルコンプライアンス規程に基づき、贈賄防止細則が規定された。贈賄防止細則第5条は、不正な意図を持って、公務員等に対して、接待贈答を行うことを禁止しており、不正な意図を持つことなく行う接待贈答については、贈賄防止に関するガイドライン(2017年8月1日施行)に沿って事前承認手続を経なければならないと規定している。そして、贈賄防止に関するガイドライン第3条では、責任規程に定められた決定責任者が、目的・時期・回数・節度を踏まえて、接待贈答の決裁を行うものとされている。また、同ガイドライン第3条では、決定責任者の決裁の際には、①便益提供日、②提供先出席者、③当社出席者、④便益の内容、⑤金額、⑥便益の提供の目的・理由を盛り込むものとされている。

²⁷ 2010年7月、NTT データの従業員が、特許庁職員に対し、37回にわたりタクシー乗車の利益(約148万円相当)を供与したとして、贈賄の公訴事実で起訴され、有罪判決を受けた事件。

- また、NTT コミュニケーションズでは、2012年5月、「国家公務員倫理法等の概要について」(国家公務員倫理法等に関するガイドライン)が定められ、当該ガイドラインにおいては、国家公務員が利害関係者から供応接待を受けることが国家公務員倫理法等に違反することが解説されている。
- さらに、NTT コミュニケーションズでは、2011年頃から、営業担当者に対する社内研修において、「公共営業の心得修得」ガイドと題する社内研修資料を配付して、説明がなされている。当該ガイドにおいては、「<<国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程について>>国家公務員との交流で、行ってよいこと・悪いことが記載」とされた上で、人事院 国家公務員倫理審査会のホームページのサイトのリンクが引用されている。他方、当該ガイドにおいては、総務省政務三役等の政治家との会食を設定する際の留意点に関する記載はなく、営業担当者に対する社内研修においても、その点に関する説明はなされていなかった。

(3) NTT ドコモ

- NTT ドコモでは、2000年に国家公務員倫理法・倫理規程が施行された当時、コンプライアンスに関する規程は存在していなかったものの、危機管理マニュアルにおいて、コンプライアンスの遵守を定め、運用していた。その後、2004年に、NTT ドコモでは、倫理法令遵守体制を定めることを目的として、コンプライアンス管理規程が制定され、継続的に改訂されていた。
- また、NTT ドコモは、2005年4月、NTT ドコモグループ倫理方針を制定しており、当該倫理方針第6条は、「政治家・公務員をはじめすべてのステークホルダーとは適正な関係を保ち、贈収賄あるいはそれに類するような疑わしい行為には、絶対に関与しません。」と規定している。
- NTT ドコモでは、2000年に国家公務員倫理法・倫理規程が施行された当時から、総務部長及び人事部長名義で、「綱紀の保持について」、「節度ある行動等のお願い」などと題する事務連絡文書を発出していたが、2012年以降は、かかる事務連絡文書において、国家公務員との接待について言及がなされた。さらに、遅くとも2016年以降は、当該事務連絡文書において、国家公務員が利害関係者に酒食等の費用負担をさせることが国家公務員倫理規程に違反することが解説されるとともに、国家公務員倫理法等に違反するような交際を行うことがないように十分注意することが指示されている。
- 他方、国家公務員や総務省政務三役等の政治家との会食を設定する場合の具体的なルールを定めた社内規程は存在しなかった。また、NTT ドコモの社内研修では、国家公務員倫理法・倫理規程や総務省政務三役等の政治家との会食を設定する際の留意点の説明はなされていなかった。

(4) NTT 東日本及び NTT 西日本

- NTT 東日本及び NTT 西日本では、国家公務員倫理法・倫理規程の施行に伴い、2000 年 4 月、社長名義で、「倫理の保持について」と題する通知を發出しており、当該通知においては、公務員等との応接に当たっては、国家公務員倫理法・倫理規程等の法令に則り、厳正に対処することが指示されている。
- また、NTT 東日本では、遅くとも 2008 年 12 月以降、総務人事部長名義で、年末年始における綱紀の保持に関する社内通知が發出されており、当該通知では、公務員等に対しては、「営業等に伴う菓子折や市販品等の手土産の提供、飲食費用の負担、送迎等タクシー利用の費用負担等を行わない」ように指示されている。
- NTT 西日本でも、2002 年 12 月以降、総務部長名義で、年末年始における綱紀の保持に関する社内通知が發出されており、当該通知では、時候の挨拶としての贈答品等の授受は一切行わないこととされている。
- また、NTT 西日本では、2004 年、NTT 西日本グループビジネスリスクマネジメントマニュアルを制定しており、当該マニュアルにおいて、国家公務員倫理法・倫理規程に関して解説されていたものの、2005 年 4 月の国家公務員倫理規程の改正に伴う改訂はなされていなかった。
- NTT 東日本及び NTT 西日本のいずれにおいても、国家公務員や総務省政務三役等の政治家との会食を設定する場合の具体的なルールは存在しなかった。また、NTT 東日本の社内研修資料では、「社員等が、職務を遂行するにあたって引き起こす法令違反行為」として、「国家公務員倫理法等に違反する国家公務員への接待」という記載はあるものの、社内研修において、国家公務員倫理法・倫理規程や、総務省政務三役等の政治家との会食を設定する際の留意点の説明はなされていなかった。同様に、NTT 西日本の社内研修でも、国家公務員倫理法・倫理規程や、総務省政務三役等の政治家との会食を設定する際の留意点の説明はなされていなかった。

第 4 原因・背景の分析

本件調査の結果判明した事実関係を踏まえれば、本件の原因・背景は、以下のとおりであると考えられる。

1 NTT 持株に関する原因・背景

(1) 国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に関する知識・感度の不足等

国家公務員倫理法・倫理規程の適用対象となるのは国家公務員であり、大臣規範の対象となるのは総務省政務三役であって、NTT グループの役職員が国家公務員倫理法・倫理規

程や大臣規範違反を問われるところではない。

しかし、国家公務員と会食を行う企業としては、相手方である国家公務員において国家公務員倫理法・倫理規程に違反することがないように、留意すべきであった。

また、国家公務員倫理法・倫理規程とは異なり、大臣規範は法律や政令には該当しないとはいえ、総務省政務三役と会食を行う NTT グループ経営陣においては、行政判断を歪めているとの疑いを招かれることのないように、会食の相手方である総務省政務三役が大臣規範に違反しているとの疑いを引き起こさないように留意すべきであった。

NTT グループが、移動通信事業、地域通信事業、長距離・国際通信事業、データ通信事業という重要な社会インフラを提供する公益的な役割を担う企業であり、社会一般からの信頼を基盤に成り立っていることを踏まえるならば、以上の点は、NTT グループに特に強く要求されていたものである。

然るに、当委員会のヒアリング結果によれば、国家公務員倫理法・倫理規程について、NTT 持株の経営陣の知識・感度が不足していたことが認められる。例えば、NTT 持株の経営陣の中には、「国家公務員倫理規程上、利害関係がある者と会食する場合には、割り勘でなければならないとの定めがあることを十分に意識していなかった。」、「NTT 法には収賄の罰則が定められていることから、NTT 持株が会食を持ち掛けられる場面については非常に注意を払っていた。他方、NTT 持株が会食を持ち掛ける場面についてはあまり注意を払っていなかった。」、「完全な割り勘が原則だということは理解していたものの、そこまでいなくても、相手にある程度負担してもらうことでも問題ないだろうと考えていた。」と述べる者がいる。さらに、大臣規範については、NTT 持株の経営陣は、その存在や内容を十分に認識していなかった。

以上のヒアリング結果を踏まえれば、NTT 持株において総務省幹部等との間で費用を等分負担していなかった会食が行われた原因・背景としては、NTT 持株の経営陣における国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に関する知識・感度が不足していたことを指摘せざるを得ない。

そして、経営陣の異動があつたにもかかわらず、下記(3)記載のとおり、社内で特段の問題提起がなされず、本件会食が繰り返されていたこと、上記第3の1記載のとおり、国家公務員倫理法・倫理規程に言及したビジネスリスクマネジメントガイドブックが社内研修で活用されたり、改訂されたりすることもなかったこと等を踏まえると、NTT 持株の経営陣における国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に関する知識・感度の不足は、組織風土を形成していると言わざるを得ない。

(2) 国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に沿った会食を実施するための具体的なルールを定めた社内規程及び社内研修の不備等

NTT 持株の経営陣における国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に関する知識・感度が不足していたことの背景には、国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に沿った会

食を実施するための具体的なルールを定めた社内規程が存在していなかったことや、国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範を遵守させるための研修を実施していなかったことが挙げられる。例えば、NTT 持株の経営陣の中には、「事業、営業を行っていない NTT 持株には、マニュアルがなく、国家公務員倫理法に対する意識も薄かった。」、「NTT 法との関係で、接待や贈答を受ける場合については、研修がなされていた。他方、公務員への接待に関する研修は行われていなかった。国家公務員倫理法に留意しなければならないという社内での指示もなかったと思う。」と述べる者がいる。

(3) 経営陣の発案した会食に対する牽制機能が十分に働いていなかったこと

本件では、NTT 持株の経営陣が総務省幹部等との会食に参加しており、総務省幹部等との間で費用が等分負担となっていない会食が存在したが、本件調査では、これらの会食について、会食の実施前後を問わず、社内で問題提起がなされた事実はうかがわれなかった。

本来であれば、経営陣が発案した会食であっても、適法性の観点から、所定のルールを整備の上、当該ルールに適合しているかの事前・事後のチェックを経ることが必要であったと考えられる。しかしながら、NTT 持株では、これらの体制は構築されていなかった。経営陣の発案した会食に対する牽制機能が十分に働いていなかったことも、上記(1)及び(2)の事情と相まって、本件の一因となったものと考えられる。

2 NTT ドコモに関する原因・背景

上記第2の2記載のとおり、NTT ドコモでは、本件調査の対象期間において、総務省幹部との間で費用が等分負担となっていない会食が12件存在するが、当委員会によるヒアリング結果及び上記第3の2(3)で述べた社内規程の有無・内容等からは、NTT ドコモにおいて、総務省幹部との間で費用が等分負担となっていない会食が実施された原因・背景としては、NTT 持株と同様の原因・背景が考えられる。例えば、NTT ドコモ経営陣の中には、「国家公務員倫理法・倫理規程については、その存在を知っていて、内容についても、NTT 側が全額負担するようないわゆる接待は問題であると理解していたが、1万円を超えるとどうなるかといった詳しい部分についてはあまり理解できていなかった。」、「NTT ドコモではコンプライアンス研修はあったが、国家公務員との会食等に関する研修を受けた記憶はない。」、「総務省側にも一人あたり5,000円程度の負担をしてもらいさえすれば、国家公務員倫理法等の問題はないだろうと、甘い認識をしていた。」、「NTT ドコモ側から会食をお誘いしたことや総務省側の参加者が遅れて参加することが多いことを踏まえると、厳格な割り勘ではなくとも問題がないと思っていた。」と述べる者がいる。

以上のヒアリング結果及び上記第3の2(3)で述べた社内規程の有無・内容等を踏まえれば、NTT ドコモでは、NTT 持株同様に、本件の原因・背景としては、経営陣における国家公

役員倫理法・倫理規程に関する知識・感度が不足しており、知識・感度の不足が組織風土を形成していたこと、国家公務員倫理法・倫理規程に沿った会食を実施するための具体的なルールを定めた社内規程が存在していなかったこと、国家公務員との会食等に関する研修が存在していなかったこと、経営陣の発案した会食に対する牽制機能が十分に働いていなかったことが挙げられる。

3 NTT 東日本、NTT 西日本及びNTT コミュニケーションズに関する原因・背景等

NTT 東日本及びNTT 西日本では、総務省幹部との間で費用を等分負担していない会食が1件存在するが、これは、NTT 持株が主催した同一の会食に参加したものである。この会食における費用の負担、総務省側の参加者との費用のやり取りは、いずれも NTT 持株が担当していた。NTT 東日本及び NTT 西日本からの参加者は、総務省側の参加者との負担割合について、自身で確認することがなく、その結果、総務省幹部との間で費用が等分負担となっていない会食に参加したものと考えられる。

また、NTT 西日本では、総務省政務三役との間で費用を等分負担していない会食が1件存在するが、NTT 西日本の経営陣は、「会食当時、大臣規範の存在を認識していなかった。」と述べている。

以上を踏まえると、NTT 東日本及び NTT 西日本においても、国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に関する知識・感度が必ずしも十分なものであったとは言い難いと考えられる。

なお、NTT 東日本及びNTT 西日本では、上記第3の2(4)で述べたとおり、国家公務員との接触についての倫理の保持に関するガイドラインが運用され、定期的に贈答等に関する注意喚起が行われていた。

また、NTT コミュニケーションズについては、総務省幹部等との間で費用が等分負担となっていない会食は見当たらなかった。同社においては、国家公務員との接待贈答に関する社内決裁のルールが定められ、国家公務員が利害関係者から供応接待を受けることが国家公務員倫理法等に違反することが解説されたガイドラインが運用されていた。

第5 再発防止策の提言

1 NTT グループにおける再発防止策の検討状況

NTT 持株を含む NTT グループは、本件会食が行われていたことを受けて、現在、次のとおり再発防止策を検討している。

- 1 会食、物品等の贈受等に関する社内ルールの策定

NTT 持株を含む NTT グループは、会食、物品等の贈受等(以下「**会食等**」という。)に関する社内ルールについて、以下のとおり策定することを検討している。

- (1) 大臣規範を踏まえ、原則として、費用を等分負担する場合であっても、自社が利害関係者に該当する政務三役との個別の会食等は実施しない。ただし、他企業が参加する会食等であって自社の出席が必要となる場合、意見交換を行うことが真に必要な場合等、特段の事情がある場合には、費用を等分負担することを前提として、実施を認める。
- (2) 国家公務員倫理法・倫理規程を踏まえ、原則として、費用を等分負担する場合であっても、自社が利害関係者に該当する国家公務員との個別の会食等は実施しない。ただし、上記(1)記載の特段の事情がある場合には、費用が1万円以下で等分負担の場合、あるいは、費用が1万円を超えるときであっても、等分負担で国家公務員が事前に倫理監督官に届出をしている場合には実施を認める。
- (3) 上記(1)及び(2)以外の会食等については、原則として、費用を等分負担する場合には、会食等の実施を認める。
- (4) 上記(1)乃至(3)に違反した場合の罰則を定める。

2 社内研修の見直し

NTT 持株を含む NTT グループは、上記の新たな社内ルールの策定後、以下のとおり役員等に対して研修を実施することを検討している。

- (1) 持株会社及びグループ会社の全役員に対し、会食等に関するルールの研修を実施する。また、新任役員研修等、時機をとらえて、階層別の研修を継続的に実施する。
- (2) 新たなルールをグループ全体に浸透させるため、全社員向けに研修を実施する。

3 内部統制機能及び監査機能の強化

NTT 持株を含む NTT グループは、上記の新たな社内ルールの策定後、以下のとおり新たなルールの運用状況に関するチェック体制の構築を検討している。

- (1) 執行役員以上の会食については、会食前の事前チェックとしてコンプライアンス担当役員の承認を要することとする。

- (2) 執行役員以上が実施した会食について、監査役²⁸が四半期ごとにチェックする。
- (3) 事後チェックとして、ルールの運用に関する内部統制を強化し、内部監査部門による全数監査を実施する。
- (4) 経営層のコンダクトリスクへの対応等について、監査役による監督を強化する。

2 当委員会による再発防止策の提言

当委員会は、上記第4記載のとおり、NTTグループにおいて、総務省幹部等との間で費用を等分負担していなかった会食が行われていた原因・背景について指摘しているところ、NTT持株を含むNTTグループにとっては、当委員会が指摘した原因・背景に対して必要な対策を講じていくことが、再発防止のために必要である。

上記第4の1(2)及び2記載のとおり、NTT持株やNTTドコモにおいては、国家公務員や、総務省政務三役等の政治家との会食を設定する場合の具体的なルールが存在していなかったことが本件の原因の一つであると認められ、再発防止策として、会食等に関する社内ルールの見直しを実施すべきである²⁹。

また、上記第4の1(2)及び2記載のとおり、NTT持株やNTTドコモにおいては、国家公務員倫理法・倫理規程や、総務省政務三役等の政治家との会食に関する研修が行われていなかったことが本件の原因の一つであると認められ、再発防止策として、社内研修の見直しを実施すべきである。

さらに、上記第4の1(3)及び2記載のとおり、NTT持株やNTTドコモにおいては、経営陣の発案した会食に対する牽制機能が十分に働いていなかったことが本件の一因であると認められ、再発防止策として、上記1記載の内部統制機能及び監査機能の強化に関する対策を実施すべきである。

このように、NTTグループ自身が検討している再発防止策は、当委員会が指摘した本件の原因・背景に対応した施策が含まれていると考えられ、NTTグループにおいて、これらの施策を着実に実行すべきである。

²⁸ NTTデータ及びNTTドコモの場合には、監査等委員である。以下同じ。

²⁹ 上記1記載のとおり、NTTグループでは、利害関係ある国家公務員及び政務三役との会食を原則として禁止することを検討している。しかし、国家公務員と利害関係者との会食の原則禁止には、「公務員が職務を的確に遂行するために必要な民間等との間における情報収集や意見交換等を行うことをためらわせる要因の一つになっている」等の問題があって、国家公務員倫理規程の2005年改正により、国家公務員が自己の飲食に要する費用を負担する場合には利害関係者との会食が許容されることになった。NTTグループにおける、利害関係ある国家公務員及び政務三役との会食の原則禁止も、国家公務員倫理規程の改正につながった問題と同様の弊害が、将来において、生ずる可能性がないとは必ずしも言えない。本件会食の問題性に鑑みれば、NTTグループが、再発防止策として、利害関係ある国家公務員及び政務三役との会食を原則禁止とすることは適切であるが、将来の状況の変化によっては、原則禁止の例外等について再検討が必要になることも考えられる。

以下では、NTT グループ自身が検討している再発防止策に加えて、当委員会として、NTT グループにおいて更に検討が必要と考える再発防止策について提言する。

(1) 会食に関するルールの制定・明確化

本件調査の結果、上記第4の1(2)及び2記載のとおり、国家公務員や総務省政務三役等の政治家との会食を設定する場合の具体的なルールを定めた社内規程が存在していなかったことが、本件の原因・背景として存在すると認められた。

そこで、NTT グループにおいて既に検討している内容と重複するが、NTT グループにおいては、国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範を遵守させるための社内規程を新たに制定したり、あるいは、既存の社内規程の趣旨を明確化すべきである。特に、当委員会のヒアリングでは、国家公務員の会食費用を全額負担することは許されないものの、国家公務員から一定の会費を受領した上で傾斜配分することは許されるとの誤った認識が存在したことが認められるところであり、国家公務員倫理法・倫理規程上は、国家公務員と利害関係者との間の会食は、完全な等分負担でなければならないことを明記・明確化すべきである。また、国家公務員倫理法・倫理規程上、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは倫理監督官への届出が必要となることから、会食の相手方である国家公務員において国家公務員倫理法・倫理規程に違反することがないように、1人当たりの飲食費用が1万円を超えることが見込まれる場合には、事前に、会食費用を伝える必要があることを明記・明確化すべきである。

そして、NTT グループ各社では、国家公務員及び総務省政務三役等の政治家との会食に関するルールの内容や整備状況が異なっていたところ、今後、NTT グループにおいて統一的に再発防止を図るために、NTT グループ各社で共通のルールを整備すべきである。

(2) 国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に関する研修の実施

本件調査の結果、上記第4の1乃至3記載のとおり、経営陣における国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に関する知識・感度が不足していたこと、また、教育が不十分であったことが、本件の原因・背景として存在すると認められた。

そこで、NTT 持株を含む NTT グループにおいては、国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範遵守の重要性、国家公務員倫理規程における利害関係者の考え方、利害関係者との間での会食は完全な等分負担でなければ許容されていないこと、法制度の基本的な考え方や運用実務の詳細等についても理解できるように、国家公務員倫理法・倫理規程及び大臣規範に関する研修を実施すべきである。

また、上記第3の1記載のとおり、NTT 持株を含む NTT グループでは、ビジネスリスクマネジメントガイドブックが作成されていたものの、十分に活用されていなかった。こうしたビジネスリスクマネジメントガイドブックなどの社内資料は、適時に改訂し、定期的に

従業員に周知したり、社内研修で利用する等すべきである。例えば、上記第 3 の 1 記載のとおり、ビジネスリスクマネジメントガイドブックは、国家公務員倫理規程の 2005 年改正の内容を反映していなかったが、同改正は、上記第 2 の 1(1)記載のとおり、国家公務員と利害関係者との間の会食について、国家公務員が自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合には、会食を許容するという重要な改正を含むものであり、当該ガイドブックの改訂に当たっては、国家公務員倫理規程の 2005 年改正の経緯及び内容も反映すべきであった。ビジネスリスクマネジメントガイドブックなどの社内資料や研修資料等については、法改正や社会情勢の変動に伴って改訂を続けることで、活用していくべきである。

(3) 経営陣の発案した会食に対する牽制機能の強化と組織風土改革

本件調査の結果、上記第 4 の 1(3)及び 2 記載のとおり、NTT 持株及び NTT ドコモでは、経営陣の発案した会食に対する牽制機能が十分に働いていなかったことが本件の一因であると認められた。

そこで、NTT 持株を含む NTT グループでは、経営陣が発案した会食について、新たに策定するルールに基づいて適切に実施されているかを確認するとともに、政治家や公務員との会食に関する場合には、法務コンプライアンス部門やその他の適切な機関による事前チェックを必要とすべきである。また、会食を実施した後も、内部監査部門等が、特定の政治家や国家公務員との会食の件数や集中度等を確認し、一定の基準を超えるような場合には、会食での会話内容や会食の趣旨目的を確認するなどの事後のチェック策を講じるべきである。

また、経営陣が発案した会食について何らかの疑義をもった役職員がいたとしても、それを問題提起することができていなかったのだとすれば、会社の組織風土として問題である。今後は、経営陣に関わることであったとしても、業務運営上気付いたことや疑義があれば、臆することなく声を上げて問題提起できるような組織風土を構築していくべきである。

(4) NTT グループ自身による組織としての問題を究明する努力の継続

NTT グループにおいては、本報告書の受理や再発防止策の実施でもって直ちに今回の問題を終わったものと片付けるべきではない。本件は、NTT グループ経営陣において、国家公務員倫理法・倫理規程という基本的な事柄に関する認識が不十分な状態で、当該状態が是正されることもなく長期間継続していたものである。かかる長期間にわたり是正されなかった組織上の要因については、NTT グループ自身において、さらに引き続き考えていくべき問題である。すなわち、NTT グループにおいては、本件問題に即した再発防止策を実施するだけに止まらず、自らの組織特性に深く根ざした問題等があったのではないかと、それが全く別の事柄でも問題を引き起こすのではないかとという観点から、今後とも引き続い

て、組織としての問題を自ら究明する努力を不断に継続していくべきである。

第 6 処分について

本件会食は、総務省幹部をして国家公務員倫理規程第 3 条第 1 項第 6 号に違反させるとの法令違反を誘発・助長するとともに、国民や社会から厳しい批判を招いたものである。NTT グループにおいては、真摯な反省と徹底した再発防止への決意を示すために、NTT グループにおける経営トップである澤田社長を含め、本件会食に関与した NTT グループの経営幹部に対し、厳正な処分を行うべきである。

以 上

番号	会食 類型	開催日時	参加者					開催場所	会食の実施目的	会食費用(税込・室料を含む)		手土産の有無	タクシーチケットの有無	備考
			総務省側		NTT側		参加 人数 合計			1人当たり金額 (※1)	会食ときに 総務省側が支払った 1人当たり金額			
			総務省幹部/政務三役	人数	所属/氏名(会食当時)	人数								
1	②	2016/7/20	総務省幹部a 他3名	4人	NTTドコモ 取締役Z※2 NTTドコモ 他3名	4人	8人	赤坂	・人事異動の挨拶 ・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	10,356円	5,000円	-	-	
2	①	2016/9/1	総務省幹部b 他3名	4人	NTTドコモ 取締役Z※2 NTTドコモ 他4名	5人	9人	赤坂	・人事異動の挨拶 ・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	9,723円	5,000円	-	-	
3	①	2016/9/29	総務省幹部c 総務省幹部a	2人	NTTドコモ 代表取締役副社長 阿佐美 弘恭 NTTドコモ 取締役Z※2 NTTドコモ 他1名	3人	5人	赤坂	・人事異動の挨拶 ・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	9,302円	5,000円	-	-	
4	①	2017/1/16	総務省幹部a 他1名	2人	NTT持株 取締役 経営企画部門長 坂本 英一 NTT持株 他1名	2人	4人	赤坂	・昨今の情報通信業界の情勢に関する意見交換	7,980円	7,000円	-	-	
5	①	2017/1/17	総務省幹部a 他3名	4人	NTTドコモ 取締役Z※2 NTTドコモ 他3名	4人	8人	赤坂	・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	8,735円	5,000円	-	-	
6	①	2017/3/3	総務省幹部a	1人	NTTドコモ 取締役常務執行役員 営業本部長 辻上 広志 NTTドコモ 他1名	2人	3人	赤坂	・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	7,500円	5,000円	-	-	
7	①	2017/9/27	総務省幹部a 他3名	4人	NTTドコモ 取締役Z※2 NTTドコモ 他3名	4人	8人	赤坂	・人事異動の挨拶 ・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	9,035円	5,000円	-	-	
8	①	2017/10/16	総務省幹部b 他3名	4人	NTTドコモ 取締役Z※2 NTTドコモ 他4名	5人	9人	赤坂	・人事異動の挨拶 ・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	9,081円	5,000円	-	-	
9	②	2018/3/29	政務三役D	1人	NTT西日本 代表取締役社長 村尾 和俊 NTT西日本 他1名	2人	3人	クラブノックス麻布	・政務三役Dとの顔合わせ ・一般的な情報交換	26,150円	0円	有	-	2021/3/1以降に、政務三役Dより差額の支払いあり
10	①	2018/5/28	総務省幹部e 総務省幹部a	2人	NTT持株 取締役 経営企画部門長 坂本 英一 NTT持株 他1名 NTT東日本 取締役 高美 浩一 NTT西日本 取締役 伊藤 正三	4人	6人	新橋	・人事異動の挨拶 ・昨今の情報通信業界の情勢に関する意見交換	7,544円	7,000円	-	-	
11	②	2018/6/29	政務三役F	1人	NTT持株 取締役会長 篠原 弘道 NTT持株 他1名	2人	4人 ※3	クラブノックス麻布	・読解力を中心とした教育のあるべき姿についての意見交換	22,648円	0円	有	有	2021/3/1以降に、政務三役Fより差額の支払いあり
12	①	2018/8/2	総務省幹部a 他1名	2人	NTT持株 取締役 経営企画部門長 北村 亮太 NTT持株 他1名	2人	4人	新橋	・人事異動の挨拶 ・昨今の情報通信業界の情勢に関する意見交換	9,640円	7,000円	-	-	
13	②	2018/9/4	総務省幹部g	1人	NTT持株 相談役 鶴浦 博夫 NTT持株 取締役 新ビジネス推進室長 栗山 浩樹	2人	3人	クラブノックス麻布	・昨今の情報通信業界の情勢に関する意見交換	60,480円	0円	-	-	
14	①	2018/9/12	総務省幹部h 他3名	4人	NTTドコモ 取締役常務執行役員 経営企画部長 丸山 誠治 NTTドコモ 他4名	5人	9人	赤坂	・人事異動の挨拶 ・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	7,000円	5,000円	-	-	
15	②	2018/9/20	総務省幹部g	1人	NTT持株 代表取締役社長 澤田 純 NTT持株 取締役 経営企画部門長 北村 亮太	2人	3人	クラブノックス麻布	・将来の情報通信社会等に関する意見交換	17,431円	0円	-	-	
16	①	2018/9/27	総務省幹部i 他3名	4人	NTTドコモ 取締役常務執行役員 経営企画部長 丸山 誠治 NTTドコモ 他4名	5人	9人	赤坂	・人事異動の挨拶 ・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	6,613円	5,000円	-	-	
17	①	2018/9/27	総務省幹部h 他2名	3人	NTT持株 取締役 経営企画部門長 北村 亮太 NTT持株 他2名	3人	6人	赤坂	・人事異動の挨拶 ・昨今の情報通信業界の情勢に関する意見交換	8,927円	5,000円	-	-	

番号	会食 類型	開催日時	参加者				開催場所	会食の実施目的	会食費用(税込・室料を含む)		手土産の有無	タクシーチケットの有無	備考	
			総務省側		NTT側				参加 人数 合計	1人当たり金額 (※1)				会食当時に 総務省側が支払った 1人当たり金額
			総務省幹部/政務三役	人数	所属/氏名(会食当時)	人数								
18	②	2018/11/8	総務省幹部j 総務省幹部k	2人	NTT持株 代表取締役社長 澤田 純 NTT持株 代表取締役副社長 島田 明	2人	4人	クラブノックス麻布	・人事異動の挨拶 ・将来の情報通信社会等に関する意見交換	26,487円	0円	-	有	
19	②	2019/2/21	総務省幹部k 総務省幹部h	2人	NTT持株 代表取締役副社長 島田 明 NTT持株 取締役 経営企画部門長 北村 亮太	2人	4人	青山	・将来の日本社会や情報通信業界の情勢に関する意見交換	33,620円	5,000円	-	-	
20	②	2019/6/19	総務省幹部a	1人	NTT持株 取締役 経営企画部門長 北村 亮太 NTT持株 他1名 NTTドコモ 他1名	3人	4人	神楽坂	・昨今の情報通信業界の情勢に関する意見交換	14,678円	5,000円	-	-	
21	①	2019/9/24	総務省幹部h 他3名	4人	NTTドコモ 取締役常務執行役員 経営企画部長 藤原 道朗 NTTドコモ 他4名	5人	9人	赤坂	・人事異動の挨拶 ・業界動向および今後の情報通信業界の情勢に関する意見交換	9,333円	5,000円	-	-	
22	②	2019/10/1	総務省幹部l 総務省幹部m 総務省幹部n	3人	NTTドコモ 取締役常務執行役員 ネットワーク本部長 田村 穂積 NTTドコモ 他2名	3人	6人	虎ノ門	・昨今の情報通信業界の情勢に関する意見交換	16,335円	5,000円	-	-	
23	②	2019/11/7	総務省幹部g	1人	NTTデータ 相談役 岩本 敏男	1人	3人 ※3	豊洲	・サイバーセキュリティ等に関する意見交換	24,800円	0円	-	-	
24	②	2019/12/20	政務三役O	1人	NTT持株 代表取締役社長 澤田 純 NTT持株 代表取締役副社長 島田 明 NTT持株 他1名	3人	4人	クラブノックス麻布	・将来の社会や国際情勢等に関する意見交換	48,015円	10,000円	有	-	2021/3/1以降に、政務三役Oより差額の支払いあり
25	①	2020/1/23	総務省幹部h 他2名	3人	NTT持株 取締役 経営企画部門長 北村 亮太 NTT持株 他2名	3人	6人	赤坂	・昨今の情報通信業界の情勢に関する意見交換	9,479円	5,000円	-	-	
26	②	2020/6/4	総務省幹部p 総務省幹部c	2人	NTT持株 代表取締役社長 澤田 純 NTT持株 取締役 経営企画部門長 北村 亮太	2人	4人	クラブノックス麻布	・将来の情報通信社会等に関する意見交換	48,165円	10,000円	有	有	
27	②	2020/7/3	総務省幹部g	1人	NTTデータ 相談役 岩本 敏男	1人	4人 ※4	クラブノックス麻布	・国際情勢等に関する意見交換	28,941円	5,000円	-	-	
28	②	2020/9/1	政務三役O	1人	NTT持株 代表取締役社長 澤田 純 NTT持株 代表取締役副社長 島田 明 NTT持株 他1名	3人	4人	クラブノックス麻布	・将来の社会や国際情勢等に関する意見交換	45,870円	10,000円	有	-	2021/3/1以降に、政務三役Oより差額の支払いあり
29	②	2020/9/14	政務三役Q	1人	NTT持株 代表取締役社長 澤田 純 NTT持株 他1名	2人	3人	クラブノックス麻布	・将来の社会や国際情勢等に関する意見交換	24,046円	0円	有	-	2021/3/1以降に、政務三役Qより差額の支払いあり

※1 小数点以下は四捨五入
 ※2 既にNTTグループを退職
 ※3 その他参加者1名を含む
 ※4 その他参加者2名を含む